

令和2年度予算審査特別委員会（第3回）

令和2年3月19日（木曜日）午前9時59分開会

○付託案件

- 1、各課の聴取について
- 2、その他

○出席委員（16名）

委員長	中川友規	副委員長	横田有一
委員	神崎和枝	委員	平松俊一
委員	池田誠悦	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	川上弘一
委員	若山雅行	委員	青山金助

○欠席委員（1名）

委員 田村敏郎

○議長出席の有無 無

○出席説明員（10名）

民生部長	杉原太	経済部長	青山芳弘
民生部住民課長	清野真里	民生部福祉課長	村山徳收
民生部環境生活課長	磯場嘉和	民生部子育て健康支援課長	岩上剛
経済部農林水産課長	川島篤実	経済部商工観光課長	福川晃也
経済部都市住宅課長	寺谷光司	経済部土木課長	佐々木陵二
経済部水道課長	笠原泰之	経済部水道課参事	青山栄久雄

○本会議の書記

事務局長 関口順子 書記 妹尾洋兵

午前9時59分 開会

○中川委員長 おはようございます。

ただいまより、令和2年度第3回予算審査特別委員会を開催いたします。

田村敏郎委員から欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

昨日、情報防災課に要求した資料は、お手元に配付しております。

それでは、本日は、民生部の審査をいたします。民生部長、住民課長、福祉課長、環境生活課長、子育て健康支援課長、御苦労さまです。

早速ですが、予算書及び提出資料に基づき、順次説明を願います。特別会計の説明もあわせてお願いいたします。

住民課長。

○清野住民課長 住民課関係分を説明いたします。

それでは、共通様式1番、50ページ。

事業予算名、大沼出張所運営費は、本年度予算額57万円、前年度比1万5,000円の増額でございます。

主な増減は、記載のとおりとなっております。

続きまして、2番は、52ページ。

事業予算名、大中山出張所運営費です。本年度予算額423万3,000円、前年度比267万8,000円の増額でございます。

主な増減は、工事請負費、国旗等掲揚ポール設置工事により293万7,000円の増。その他項目については、記載のとおりとなっております。

また、この事業の特定財源としての歳入も、記載のとおりとなっております。

次の3番、52ページ。

事業予算名、地域防犯等対策費は、本年度予算額3,673万3,000円、前年度比3万3,000円の減額でございます。

主な増減は、記載のとおりでございます。

4番は、52ページ。

事業予算名、交通安全指導対策費で、本年度予算額898万1,000円、前年度比188万6,000円の増額でございます。

主な増減は、報償費の高齢者運転免許証自主返

納事業実施により200万円の増。その他項目については、記載のとおりとなっております。

次に、5番、54ページ。

事業予算名、交通安全指導車管理費は、本年度予算額182万1,000円、前年度比12万5,000円の減額でございます。

主な増減は、記載のとおりとなっております。

続きまして、6番、58ページ。

事業予算名、戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額3,815万6,000円、前年度比738万9,000円の増額でございます。

主な増減は、報酬、職員手当等、共済費、旅費の会計年度任用職員1人分として、合わせて260万円の増、委託料の戸籍総合システム改修等委託料のマイナンバー連携に係る改修費のため642万4,000円の増、これは国からの100%補助事業となっております。実質、町の負担はなくなっております。使用料及び賃借料の戸籍総合システムソフト等使用料、機器更新のため163万1,000円の減、備品購入費、戸籍総合システム機器等譲渡取得費、債務負担27万円の増で、その他の項目については、記載のとおりとなっております。

特定財源の歳入は、記載のとおりでございます。

次は、7番、64ページ。

事業予算名、社会福祉総務費（国保年金）は、本年度予算額61万9,000円、前年度比47万1,000円の増額でございます。この事業は国からの100%補助事業ですので、町の負担はございません。

主な財源は、委託料の国民年金システム改修委託料の49万5,000円の増額で、その他の項目については、記載のとおりとなっております。

事業の特定財源も、記載のとおりとなっております。

続きまして、8番、64ページ。

事業予算名、国民健康保険特別会計繰出金は、本年度予算額3億2,315万9,000円、前年度比337万2,000円の増額でございます。

主な増減は、国民健康保険会計への繰出金でございまして、内訳は記載のとおりとなっております。

ます。

この事業の特定財源は、記載のとおりとなっております。

続きまして、9番、66ページ。

事業予算名、高齢者医療助成費は、本年度予算額5億1,140万2,000円、前年度比1,008万3,000円の減額でございます。

主な増減は、負担金及び交付金では、北海道後期高齢者医療広域連合の試算による1,000万円の減、繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金で8万3,000円の減でございます。内訳は記載のとおりとなっております。

特定財源も、記載のとおりとなっております。

続きまして、10番、70ページ。

事業予算名、障がい者医療助成費は、本年度予算額1億2,647万3,000円、前年度比677万8,000円の減額でございます。

主な増減は扶助費で、実績勘案により690万2,000円の減でございます。その他項目については、記載のとおりです。

特定財源の歳入についても、記載のとおりとなっております。

続きまして、11番、72ページ。

事業予算名、児童手当支給費は、本年度予算額3億8,586万7,000円、前年度比2,020万円の減額でございます。

主な増減は扶助費の児童手当で、対象者の減少が見込まれるため2,020万円の減でございます。

特定財源は、記載のとおりとなっております。

続きまして、12番、78ページ。

事業予算名、子ども医療助成費は、本年度予算額1億231万5,000円、前年度比1,924万6,000円の減額でございます。

主な増減は扶助費で、実績勘案により受診件数の減少が見込まれるため1,897万6,000円の減となっております。その他項目については、記載のとおりです。

また、特定財源についても、記載のとおりとなっております。

共通様式の最後は、13番、78ページ。

事業予算名、ひとり親家庭等医療助成費で、本

年度予算額4,314万2,000円、前年度比92万8,000円の増額でございます。

主な増減は、扶助費の実績勘案により受診件数の増加が見込まれるため82万2,000円の増で、その他項目については、記載のとおりとなっております。

また、特定財源についても、記載のとおりとなっております。

以上で、一般会計共通様式の説明は終わりでございます。

次に、国民健康保険特別会計に移らせていただきます。予算書により説明させていただきます。

それでは、令和2年度国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国保173ページをご覧ください。

令和2年度の国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ33億3,000万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと9,000万円の減となっております。

それでは、186ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、事業別の一般管理費（国保事業）で、本年度予算1,545万1,000円で、前年度比325万円の増となっております。

主な増減は、委託料の国保共同電算他委託料で、被保険者件数の減により287万5,000円の減、電算関係委託料でオンライン資格システム対応による658万4,000円の増、備品購入の国保端末機購入でサポート終了に伴う機器更新完了により27万6,000円の減となっております。

事業別の国保事務職員人件費は、国保事務職員4名の人件費で、本年度予算2,320万4,000円で、前年度比254万9,000円の減となっております。

主な増減は、給料、職員手当等及び共済費を合わせまして、前年度比254万9,000円の減となっております。

2事業合わせまして、本年度予算3,865万5,000円で、前年度比70万1,000円の減となっております。

2項1目賦課徴収費は、事業別の賦課徴収事務費が本年度予算額42万2,000円で、前年度比は1万9,000円の減となっております。

主な増減は、役務費の郵便料の実績勘案により1万9,000円の減となっております。

事業別の徴収事務費が本年度予算286万5,000円で、前年度比9万4,000円の減となっております。

主な増減は、役務費の振替振込手数料の件数減により5万円の減となっております。189ページになりますが、負担金、補助及び交付金が前年度比の実績勘案して2万7,000円の減となっております。

2事業合わせまして、本年度予算328万7,000円で、前年度比11万3,000円の減となっております。

3項1目運営協議会費は、本年度予算14万1,000円で、前年度比7万8,000円の減となっております。

主な増減は、旅費の実績勘案により7万8,000円の減となっております。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、本年度予算168万3,000円で、前年度比36万1,000円の減となっております。

主な増減は、委託料のレセプト点検委託料の点検件数の減により30万5,000円の減となっております。

2目収納率向上特別対策事業費の事業名、収納率向上特別対策事業費は、今年度予算440万5,000円で、前年度比11万1,000円の増となっております。

事業名、国保公用車管理費は、本年度予算額50万1,000円で、前年度比8万7,000円の増となっております。

主な増減は、需用費の自動車消耗品、タイヤ購入のため6万6,000円の増と修繕料、車検による3万8,000円の増となっております。

2事業合わせまして、本年度予算490万6,000円で、前年度比19万8,000円の増となっております。

続きましては、保険給付費となります。190ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目療養給付費は、本年度予算2億5,848万1,000円で、前年度比6,183万4,000円の減となっております。

減の要因は、退職被保険者が一般被保険者へ移行することに1件当たりの医療費の減少と、過去の実績を勘案したものでございます。

2目療養費は、本年度予算1,680万円で、前年度比120万円の増となっております。

増の要因は、過去の実績を勘案したものでございます。

3目審査支払手数料は、本年度予算627万円で、前年度比57万円の減となっております。

次の退職被保険者等療養給付費は、前年度比772万6,000円の減及び退職被保険者等療養費は前年度比24万円の減、ともに退職制度廃止によるものでございます。

2項1目高額療養費は、本年度予算3億1,800万円で、前年度比600万円の増となっております。

増の要因は、過去の実績を勘案したものでございます。

2目高額介護合算療養費、本年度予算が50万円で、前年度と同額となっております。

次の退職被保険者等高額療養費、前年度比180万円の減、退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度比30万円の減です。ともに退職制度廃止によるものでございます。

3項1目移送費は、本年度予算30万円で、前年度と同額でございます。

次の退職被保険者等移送費は、前年度比20万円の減で、退職制度の廃止によるものでございます。

4項1目出産育児一時金は、本年度予算420万円で、前年度比、被保険者数の減により210万円の減となっております。

2目審査支払手数料は、本年度予算1万円で、前年度と同額となっております。

192ページをお開き願います。

5項1目葬祭費は、本年度予算225万円で、前年度と同額となっております。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額6億1,1

73万7,000円で、前年度比、概算通知により1,966万2,000円の減となっております。

2目退職被保険者等医療給付費分は、本年度予算147万6,000円で、前年度比、概算通知により66万5,000円の増となっております。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額1億7,213万2,000円で、前年度比、概算通知により386万円の増となっております。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、本年度予算額30万円で、前年度比、概算通知により15万8,000円の減となっております。

3項1目介護納付金分は、本年度予算額5,452万9,000円で、前年度比、概算通知により391万2,000円の減となっております。

4款共同事業拠出金は、高額医療費発生に伴う被保険者の急激な負担増という不安定要素の分散を図るためのものがございます。

1項1目共同事業事務費拠出金は、本年度予算額1万円で、前年度と同額となっております。

194ページをお開き願います。

5款財政安定化基金拠出金1項1目財政安定化基金拠出金は、本年度予算1万円で、前年度と同額となっております。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は、本年度予算額1,268万5,000円で、前年度比160万2,000円の減となっております。

主な増減は、役務費の郵便料の世帯数の減により10万2,000円の減、委託料で対象者数の減により各健診委託料が93万円の減、高齢者インフルエンザ予防接種委託料が55万5,000円の減となっております。

2項1目特定健診等事業費は、本年度予算1,780万9,000円で、前年度比19万円の減となっております。

主な増減は、需用費の実績勘案により9万1,000円の減、委託料の特定健診受診勧奨委託業務は、国保連合会の一括契約による負担金の計上となっており354万1,000円の減、負担金、補助及び交付金、特定健診受診率向上支援等

共同事業負担金の受診勧奨業務が、これは国保連合会の一括契約により、委託料からの節がえにより397万9,000円の増となっております。

7款公債費1項1目利子償還金は、本年度予算額が31万9,000円で、前年度と同額となっております。

196ページをお開き願います。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、本年度予算が150万円で、前年度比、実績勘案により60万円の増となっております。

2目退職被保険者等保険税還付金は、本年度予算額が10万円で、前年度と同額となっております。

3目その他償還金は、本年度予算額が90万円で、前年度比237万8,000円、過年度償還金確定及び普通調整交付金確定見込みにより237万8,000円の減となっております。

2項1目延滞金は、本年度予算額が1万円で、前年度と同額となっております。

9款予備費は、本年度予算額が100万円で、前年度と同額となっております。

以上までが歳出の説明でございます。

次に、歳入でございます。

国保180ページをごらん願います。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額5億6,697万7,000円で、前年度比2,563万7,000円の減となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、本年度予算1万円で、前年度比145万2,000円の減となっております。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、本年度予算額24億3,689万4,000円で、前年度比6,538万7,000円の減となっております。

2項1目財政安定化基金交付金は、本年度予算額1万円で、前年度と同額でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、本年度予算3億2,315万9,000円で、前年度比337万2,000円の増となっております。

内訳は、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分

が、本年度予算1億6,261万1,000円で、前年度比99万4,000円の増。

保険者支援分が、本年度予算7,808万9,000円で、前年度比81万8,000円の増。

職員給与費等繰入金が、本年度予算3,439万1,000円で、前年度比129万4,000円の減。

出産育児一時金等繰入金が、本年度予算280万円で、前年度比140万円の減。

財政安定化支援事業繰入金が、本年度予算4,526万8,000円で、前年度比425万4,000円の増でございます。

続きまして、国保、182ページをご覧ください。

4款繰越金1項1目繰越金は、本年度予算額1万円で、前年度と同額でございます。

5款諸収入1項1目一般被保険者延滞金は、本年度予算額200万円で、前年度と同額となっております。

2目一般被保険者加算金、3目過料は、それぞれ本年度予算1万円で、前年度と同額でございます。

次の退職被保険者等延滞金及び退職被保険者等加算金は、前年度比それぞれ1万円の減額でございます。

2項雑入は、本年度予算92万円で、前年度比87万6,000円の減額でございます。

1目一般被保険者第三者納付金、本年度予算65万円で、前年度比48万3,000円の増でございます。

2目一般被保険者返納金、本年度予算額25万円で、前年度比133万9,000円の減でございます。

3目雑入、本年度予算2万円で、前年度と同額となっております。

次の退職被保険者等第三者納付金及び退職被保険者等返納金は、前年度比それぞれ1万円の減額でございます。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。

それでは、後医の205ページをごらん願います。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額が4億3,750万円と定めるものでございます。前年度予算と対比しますと1,600万円の増となっております。

それでは、216ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、本年度予算19万7,000円で、前年度と比較しまして31万3,000円の減となっております。

主な増減は、消費税の増及び委託料の徴収費への項がえにより31万9,000円の減となっております。

2項1目賦課徴収費は、予算額288万3,000円で、前年度と比較しまして55万3,000円の増となっております。

主な増減は、消費税の増、委託料の後期高齢者医療電算システム保守委託料で、総務管理費からの項がえにより52万8,000円の増となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額4億3,385万6,000円で、前年度と比較しまして1,576万3,000円の増となっております。

主な増減は、保険料等負担金が前年度に比べ1,608万3,000円の増、事務費負担金が32万円の減、保険基盤安定負担金に変更なしとなっております。

3款諸支出金1項1目保険料還付金は、予算額50万円で、前年度と同額となっております。

2目還付加算金は、予算額5万円で、前年度と同額となっております。

次に、218ページをお開き願います。

4款予備費1項1目予備費は、予算額1万4,000円で、前年度と比較しまして3,000円の減となっております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

212ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料は、予算額3億1,141万6,000

円で、前年度と比較しまして1,608万3,000円の増となっております。

主な増減は、特別徴収保険料が前年に比べ1,066万6,000円増、普通徴収保険料が562万8,000円の増、延滞分が21万1,000円の減となっております。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、予算額1,378万5,000円で、前年度と比較しまして8万3,000円の減となっております。

2目保険基盤安定繰入金は、予算額1億674万6,000円で、前年度と同額となっております。

3款繰越金1項1目繰越金は、予算額500万円で、前年度と同額となっております。

4款諸収入1項1目延滞金及び2目過料は、予算額がそれぞれ1,000円で、前年度と同額の予算計上となっております。

2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、予算額50万円で、前年度と同額となっております。

また、2目還付加算金は、予算額5万円で、前年度と同額の予算計上となっております。

3項雑入1目雑入は、予算額が1万円で、前年度と同額の予算計上となっております。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、福祉課所管の予算案について説明させていただきます。

このたびの予算案は、新規事業、また事業の改廃はございませんので、主に前年度比の増減割合10%以上の事業予算及び人件費などの予算をほかの事業予算につけかえたものを中心に御説明させていただきます。

最初に、民生費でございます。

お手元に配付の資料、ナンバー1をご覧ください。予算書の62ページから65ページになります。

社会福祉総務費（地域福祉）は、本年度1,292万9,000円、前年比729万5,000円の増で、主な理由は3年ごとに策定する高齢者福

祉介護保険事業計画及び障がい者福祉計画並び障がい児福祉計画に係る経費でございます。

また、特定財源は記載のとおりとなっております。

なお、福祉課所管の歳入については、前年度と比較し、科目、負担割合等の変更がございませんので、以降、財源の説明は省略させていただきます。

次に、ナンバー2、同じページの地域福祉連携活動費は、本年度2,543万9,000円、211万4,000円の増で、社会福祉協議会運営費補助金が増となったものでございます。

次のページのナンバー3、予算書のページは同じページでございます。民生委員児童委員費は、本年度758万5,000円、8万5,000円の減で、詳細は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー4、長寿敬老事業費から次のページのナンバー6、高齢者支援費までは、次のナンバー7、新事業予算の高齢者支援事業費に統合となり、廃止となります。

次に、ナンバー7、予算書64ページから67ページの高齢者支援事業費は、本年度1億887万1,000円、皆増でございますが、統合前のナンバー4からナンバー6までの総額との比較では6万4,000円の増で、詳細は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー8、予算書は同じページでございます。介護保険特別会計繰出金は、本年度4億5,019万5,000円、3,173万円の増で、介護給付費の増により増となったものでございます。

次に、ナンバー9、予算書は同じページでございます。福祉介護車管理費は、本年度58万4,000円、2万1,000円の減で、詳細は記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー10、予算書66から67ページ。障がい者福祉費は、本年度8億6,143万5,000円、前年比1,126万3,000円の増で、扶助費の介護給付の利用者の増加が見込まれております。

次に、ナンバー11、予算書同じページでございます。障がい者介護審査会費は、前年度と同額の105万円でございます。詳細は、記載のとおりです。

次のページ、ナンバー12でございます。予算書66から71ページ。地域生活支援事業費は、本年度2,039万1,000円、177万8,000円の増で、日常生活用具の利用者増により扶助費が増額となっておりますが、その他の事業は、同額もしくは減額となっております。

次に、ナンバー13、さくら共同作業所指定管理費から、次のページのナンバー15、事業予算名、ゲートボール場指定管理費までは、ナンバー16に新しく新事業予算名、社会福祉施設指定管理費に統合となり、廃止となります。

続きまして、ナンバー16、予算書70ページから71ページになります。社会福祉施設指定管理費は、本年度4,729万円、同額皆増でございますが、統合前のナンバー13からナンバー15までの総額との比較では14万7,000円の増で、主に消費税増税分でございます。

次に、ナンバー17、予算書78ページから79ページ、災害救助費でございます。こちらは、前年度同額の33万円でございます。

次のページになります。

ナンバー18、予算書90ページから91ページの衛生費でございます。健康センター管理費は、本年度3,761万5,000円、前年比1,340万8,000円の減で、会計年度任用職員人件費等が一般会計13款会計年度任用職員人件費へ予算計上され、また、需用費では燃料費等の年間使用料が減となっているものでございます。

引き続き、介護保険の特別会計について説明させていただきます。

介護保険のほうは、お手元の様式のほうで説明させていただきます。

それでは、介護保険特別会計（保険事業勘定）でございます。

介護保険事業でございますが、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ28億6,729万4,000円、前年比5,102万2,000円の増で、主に保険給付費が増加したものでございます。

それでは、お手元にお配りしております介護保険特別会計のナンバー1をごらんください。

ナンバー1、予算書、介保236ページから237ページになります。一般管理費（保険事業勘定）は、本年度289万5,000円、前年比256万4,000円の減で、会計年度任用職員の人件費等が一般会計の13款へ予算計上変更され、減となっております。

次に、ナンバー2、予算書は同じページになります。介護保険事務職員人件費は、本年度2,169万7,000円、前年比751万8,000円の増で、産休・育休取得職員1名が復職による増でございます。

次に、ナンバー3、予算書は同じページでございます。賦課徴収費（介護保険事業）は、本年度41万5,000円、1万2,000円の増で、主に消費税増になっております。

次のページになります。

ナンバー4、予算書は同じページでございます。介護認定審査会費は、本年度561万8,000円、34万9,000円の増で、詳細は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー5、予算書は同じページでございます。介護認定事務職員人件費は、本年度80万6,000円、3万1,000円の増で、詳細は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー6、予算書236から239ページでございます。認定調査費は、本年度1,208万3,000円、610万4,000円の減で、保健師、ケアマネ、各1名分の会計年度任用職員の人件費等は、次のページの新事業予算、ナンバー7、認定調査事務職員人件費へ計上し、減となったものでございます。

次のページでございます。

予算書は同じページでございます。認定調査事務職員人件費は、本年度692万7,000円、同額皆増でございますが、ナンバー6から移行前の予算との比較では、実質70万2,000円の増でございます。

次のページ、ナンバー8でございます。予算書は238ページから239ページでございます。こちらからは給付費になります。

居宅介護サービス給付費は、本年度8億5,200万円、3,000万円の増で、主に短期入所療養介護が増加すると見込まれております。

次に、ナンバー9、予算書は同じページでございます。特例居宅介護サービス給付費でございますが、この事業予算名の頭に特例がつくものは、介護認定の効力が生じる前に緊急にサービスを受けた際に支給される費用で、今まで実績がありませんが、万が一の場合を想定し、各項目に1万円ずつ計上しております。

以降、名称の頭に特例がつく事業予算につきましては、同様の理由により1万円の予算計上となりますので、特例の説明を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、ナンバー10、予算書は同じページでございます。地域密着型サービス給付費は、本年度5億4,600万円、前年比1,700万円の減で、詳細は記載のとおりでございます。

ナンバー11は特例で省略させていただき、ナンバー12、予算書は同じページでございます。施設介護サービス給付費は、本年度8億4,700万円、2,700万円の増で、詳細は記載のとおりでございます。

ナンバー13は省略させていただき、次のページ、ナンバー14でございます。予算書は238ページから241ページでございます。居宅介護福祉用具購入費は、前年度同額の315万円でございます。

次に、ナンバー15、予算書は240ページから241ページでございます。居宅介護住宅改修費は、前年度同額の650万円でございます。

次に、ナンバー16、予算書は同じページでございます。居宅介護サービス計画給付費は、本年度1億1,600万円、2,000万円の増で、詳細は記載のとおりでございます。

ナンバー17は省略させていただき、ナンバー18、予算書は同じページでございます。介護予防サービス給付費は、前年度同額の5,900万円でございます。詳細は記載のとおりです。

ナンバー19は省略させていただき、次のページのナンバー20、予算書は同じページでございます。地域密着型介護予防サービス給付費は、本

年度150万円、300万円の減で、認知症対応型通所介護利用者の減が見込まれております。

ナンバー21は省略させていただき、ナンバー22、予算書は同じページでございます。介護予防福祉用具購入費は、前年度同額の140万円でございます。

次のページ、ナンバー23でございます。予算書は同じページでございます。介護予防住宅改修費は、前年度同額の650万円でございます。

次に、ナンバー24、予算書は同じページでございます。介護予防サービス計画給付費は、本年度1,000万円、100万円の減で、詳細は記載のとおりです。

ナンバー25は省略させていただき、次のページ、ナンバー26でございます。予算書は242ページから243ページでございます。審査支払手数料（介護保険事業）は、前年度同額の247万8,000円となっております。

次に、ナンバー27、予算書は同じページでございます。高額介護サービス費は、本年度7,400万円、400万円の減額で、詳細は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー28、予算書は同じページでございます。高額介護予防サービス給付費は、前年度同額の20万円となっております。

次のページ、ナンバー29でございます。予算書は同じページでございます。高額医療合算介護サービス費は、本年度950万円、100万円の増で、対象者の増加が見込まれます。

次に、ナンバー30、予算書は同じページ、高額医療合算介護予防サービス給付費は、前年度同額の20万円となっております。

次に、ナンバー31、予算書は同じページです。特定入所者介護サービス費は、本年度1億840万円、400万円の減で、対象者の減が見込まれております。

次のページでございます。

ナンバー32は省略させていただき、ナンバー33、予算書は同じページでございます。特定入所者介護予防サービス費は、本年度25万円、5万円の増加で、対象者の増が見込まれます。

ナンバー34は省略させていただき、次のペー

ジ、ナンバー35でございます。予算書は244ページから245ページ。介護予防・生活支援サービス事業費は、本年度7,300万円、300万円の増で、基準を緩和した訪問介護、通所介護の増加が見込まれます。

次に、ナンバー36、予算書同じページでございます。介護予防ケアマネジメント事業費は、本年度1,036万7,000円、182万3,000円の増で、計画件数増加が見込まれます。

次に、ナンバー37、予算書同じページでございます。介護予防事業費は、本年度807万8,000円、363万6,000円の増で、地域介護予防活動支援事業委託料については、住民主体の健康づくり団体が増加し、生活支援サポーター養成研修委託料については、ナンバー39の事業名、地域包括支援センター運営費から当該事業予算へつけかえたこと、また、ボランティアポイント事業委託料及び高齢者支援サポート事業委託料についても、ナンバー40、事業予算名、任意事業費からこちらの予算へ事業予算を計上し直したことによる増加でございます。

次のページ、ナンバー38でございます。予算書同じページでございます。介護予防事務職員人件費は、本年度993万7,000円、298万1,000円の増で、介護予防担当職員を技師職から主査職へ変更したことによる増でございます。

次に、ナンバー39、予算書は244から247ページでございます。地域包括支援センター運営費は、本年度1,912万3,000円、378万5,000円の減で、介護予防サービス計画委託料が増加しましたが、会計年度任用職員人件費、ケアマネ2名分を、次に出てくる、ナンバー41の事業名、包括的支援事務職員人件費へ予算づけしたことにより減となっているものでございます。

次のページのナンバー40になります。予算書は同じページでございます。任意事業費でございます。本年度598万2,000円、21万円の減、ボランティアポイント事業委託料及び高齢者生活サポート事業委託料をナンバー37の介護予防事業へ予算づけをかえたことによる減でござい

ます。

次に、ナンバー41、予算書244ページから249ページ。包括的支援事務職員人件費は、本年度4,002万4,000円、562万円の増で、会計年度任用職員人件費をナンバー39、地域包括支援センター運営費から当該事業へ予算計上したことによる増でございます。

次のページになります。

ナンバー42、予算書は同じページでございます。包括的支援公用車管理費は、本年度118万1,000円、30万3,000円の増で、本年度車検である平成21年購入、走行距離5万6,928キロの公用車1台をリースで更新するほか、新たに1台リースで増車するものでございます。

次に、ナンバー43、予算書は248ページから249ページ。審査支払手数料は、前年度同額の25万2,000円となっております。

次に、ナンバー44、予算書は同じページで、訪問介護利用者負担助成費は、本年度24万円、4万8,000円の減で、対象者が3名から2名へ減となるものでございます。

次のページ、ナンバー45でございます。予算書は同じページでございます。介護保険財政調整基金積立金は、前年度同額の1万円となっております。

次に、ナンバー46、予算書は同じページでございます。利子償還費（介護保険会計）は、前年と同額の10万円となっております。

次に、ナンバー47、予算書は同じページでございます。第1号被保険者保険料還付金は、前年度同額の50万円となっております。

次に、ナンバー48、予算書は248から251ページ。償還金（介護保険事業）は、前年度同額の1万円となっております。

次のページになります。

ナンバー49、予算書は250ページから251ページ。予備費でございます。本年度は361万1,000円、48万3,000円の増で、この予備費は収支調整分がこの予備費となっているものでございます。

次のナンバー50からは、介護サービス事業勘定でございます。

介護サービス事業勘定は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,070万6,000円、前年比97万8,000円の増加でございます。

それでは、お手元の資料のナンバー50をごらんください。予算書は264ページから265ページになります。事業予算名、一般管理費（サービス事業勘定）は、前年度同額の1万円でございます。

次に、ナンバー51、予算書は同じページでございます。保険事業勘定繰出金は、本年度1,068万6,000円、97万8,000円の増で、介護予防計画費件数が増になるものでございます。

次に、ナンバー52、予算書は同じページでございます。予備費でございます。こちらは、前年度同額の1万円となっております。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川委員長 環境生活課長。

○磯場環境生活課長 それでは、環境生活課の予算について、共通様式に基づき御説明いたします。

予算書のページは、84ページからになります。

ナンバー1、環境衛生費は、本年度50万9,000円、6万円の増です。

歳入は、記載のとおりです。

主な増減は需用費で、狂犬病予防注射の案内用紙増のため、消耗品で5万5,000円の増となっております。

ナンバー2、環境衛生車管理費は、本年度14万円、14万5,000円の減で、公用車の車検がないことから、予算額が減少しております。

次のページをごらんください。

ナンバー3、有害鳥獣対策費は、本年度775万円、154万円の増です。

歳入は、記載のとおりです。

主な増減は備品購入費で、鳥獣対策用備品購入費として、ドローンを2機、刈り払い機を3台、電気とめ刺しを1セット購入するものです。

予算書ページ、86ページになります。

ナンバー4、有害鳥獣対策車管理費は、本年度

107万3,000円、48万6,000円の減で、公用車の車検がないことから、予算額が減少しております。

次のページをごらんください。

ナンバー5、火葬場及び墓地管理費は、本年度983万7,000円、208万7,000円の減です。

歳入は、記載のとおりです。

主な増減は、給与、職員手当、共済費が会計年度任用職員費で計上となったことから、429万6,000円の減、工事請負費で、火葬場設備改修工事が193万円の増となっております。

次のページをごらんください。

予算書のページは88ページとなります。

ナンバー6、自然環境保全事業費は、本年度354万円、308万4,000円の減で、給与、職員手当、共済費が会計年度任用職員費で計上となったことから378万4,000円の減となっております。

ナンバー7、生活環境対策事業費は、本年度1,045万7,000円、13万8,000円の減です。

歳入は、記載のとおりです。

主な増減は、負担金、補助及び交付金では、全体で13万円の減で、内訳としては、危険な空き家である特定空き家の解体補助が100万円の減、合併処理浄化槽設置補助金は87万円の増となっております。

次のページをごらんください。

予算書のほうは、90ページからとなります。

ナンバー8、廃棄物対策費は、本年度132万5,000円、357万5,000円の減で、共済費、賃金で4名の不法投棄監視パトロール職員分が会計年度任用職員費で計上となったことから、314万5,000円の減となっております。

ナンバー9、廃棄物対策車管理費は、本年度65万9,000円、11万円の増で、車検のため増額となっております。

予算書ページ、92ページからとなります。

ナンバー10、リサイクル推進対策費は、本年度329万7,000円、8万9,000円の減で、内容は記載のとおりです。

次のページをごらんください。

ナンバー11、廃棄物処理費は、本年度5億333万9,000円、520万2,000円の減です。

歳入は、記載のとおりです。

主な増減は、工事請負費でクリーンセンター監視盤の改修工事等で968万円の増、備品購入費は576万4,000円の減、渡島廃棄物処理広域連合負担金が1,163万9,000円の減となっております。

ナンバー12、廃棄物処理作業車管理費は、本年度68万1,000円、93万6,000円の減で、車検がなかったことから予算が減少しております。

次のページをごらんください。

ナンバー13、し尿処理費は、本年度7,180万2,000円、667万5,000円の増で、南渡島衛生施設組合負担金が増となっております。

最後、予算書のほうは106ページとなります。

ナンバー14、消費行政事業費は、本年度69万2,000円、3万円の減です。消費生活相談業務負担金で、おおむね例年どおりとなっております。

以上が、環境生活課の予算の内容でございます。

○中川委員長 子育て健康支援課に入る前に、11時5分まで休憩したいと思います。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、続いて、子育て健康支援課の説明をお願いいたします。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 それでは、民生費及び衛生費の子育て健康支援課所管分について説明をさせていただきます。

内容につきましては、事業予算、対前年比増減10%以内及び同一予算内の会計年度任用職員等

移行に係る節の組みかえ、また大幅増減のない項目や特定財源については割愛をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、3款民生費2項1目、ナンバー1、ページ数は70ページから73ページになります。児童福祉総務費は、本年度予算7,281万8,000円、1,682万9,000円の増で、予算増の主な理由は扶助費で、令和元年10月から始まった幼児教育保育の無償化に伴う保護者負担軽減給付金として、預かり保育事業（幼稚園型）法定代理受領分など、2,228万8,000円の皆増でございます。

次に、ナンバー2、72から73ページになります。放課後児童対策費は、本年度予算額9,123万3,000円、656万6,000円の増、負担金、補助及び交付金については、民間の学童施設利用に関する補助要綱の見直し等により320万8,000円の増となっております。

次に、ナンバー3、74から75ページになります。本町子育て支援センター運営費は、本年度予算額191万8,000円、3万円の減でございます。

次に、ナンバー4、74から77ページになります。大中山子育て支援センター運営費は、本年度予算額112万7,000円、3万1,000円の減でございます。

次に、ナンバー5、76から77ページになります。子育て世代包括支援センター運営費は、国が令和2年度末までに全国の各自治体において設置を目指す機能として当町保健センター内に子育て世代包括支援センターを整備するものでございます。

これについては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこととしており、当町もこれまでその機能性に準じた支援運営を行ってまいりましたが、このたびは国が示すセンター機能に当該施設として不足する部分を補うため、その準備経費として208万2,000円を計上させていただくものであります。

続きまして、ナンバー6、76ページから79

ページになります。大中山保育所運営費でございます。本年度予算額1,564万5,000円、3,793万9,000円の減で、主な予算減は、臨時、パート職員から会計年度任用職員への移行に伴う事業予算の組み替えによるものでございます。

ナンバー7、78ページから79ページになります。子ども・子育て支援給付事業費、本年度予算額7億8,296万円、744万7,000円の増であります。

ナンバー8、78ページから79ページ。青少年育成対策費は、本年度予算額82万2,000円、27万円の減となり、主な予算減は、指導員報償費の減によるものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目、ナンバー9になります。80ページから81ページ。保健衛生総務費は、本年度予算額1,050万9,000円、24万円の減でございます。

ナンバー10、80ページから81ページ。保健指導車管理費は、本年度予算額40万8,000円、17万2,000円の減となり、自動車消耗品費で夏タイヤの購入費と車検に係る経費の減によるものでございます。

続きまして、ナンバー11、80ページから83ページになります。疾病予防等保健対策費は、本年度予算額7,996万8,000円、1,761万8,000円の増で、主な予算増減の理由は委託料で、風疹抗体検査と定期接種委託料は、前年度補正計上してまいりましたが、本年度は追加対策として当初づけで実施することとなり、1,707万8,000円の増、負担金、補助及び交付金はロタワクチン接種の費用助成で、令和2年8月以降生まれから定期接種の対象となるため、45万円の減、合わせて44万6,000円の減となります。

続きまして、ナンバー12になります。82ページから83ページ。母子保健対策費は、本年度予算額2,030万7,000円、127万5,000円の減でございます。

ナンバー13、82ページから85ページになります。成人保健対策費は、本年度予算額2,677万9,000円、268万7,000円の増

で、主な増減理由は、委託料全体で264万9,000円の増となっております。

ナンバー14、88ページから91ページになります。保健センター管理費は、本年度予算額517万2,000円、35万8,000円の増となっております。

子育て健康支援課所管分の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

これより、課ごとに質疑を行います。

まず、住民課の一般会計について質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 ナンバー3の負担金の中の外灯維持費助成金とありますけれども、どういう内容なのか説明をお願いしたいと思います。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 外灯維持費の助成金ということですが、計上するときには4月分の実績を12カ月、その102%程度を見込んで計上しております。内容といたしましては、かかった需用費の6割分を町として助成してございます。

以上でございます。（発言する者あり）そうです。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 外灯の維持費補助金につきましては、外灯組合、あるいは町内会等が管理しております電気料を支払った分に関して、町が6割補助をしているものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○中川委員長 平松委員。

○平松委員 何か外灯の電気代の徴収で、結構いろいろもめている地区とか出てきているのですが、この予算でおさまらなくなるということなんかは、考えられる状態ではないのですか。大丈夫なのですか。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 LEDに切りかえてから、外灯の電気代というのは、電気メーターがそれぞれついているわけではないので、1灯幾らという計算をしていますので、町で全体の外灯の数を押さえていますので、この料金でほぼほぼ大丈夫と。

しかしながら、新設の要望というか、地域が拡大して外灯を新たに多くというか、追加でつけたとか、そういう部分があったときに若干増えていく要因はありますが、そんなに一気に増えないので、大体当初の予算で間に合う形ですので、理解いただきたいと思います。

○中川委員長 ほかに。

神崎委員。

○神崎委員 ナンバー4番です。交通安全対策費の中の報償費、高齢者運転免許証自主返納報償費が200万円増ということで、1人2万円ということで100人の方を見込んでいるのかなと捉えています。

返納してからの身分証明のことで、困っているとか何とかという話はないでしょうかね。今まで何件かあったかなと思うのですけれども。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 来たときにはそういった意見はないのですけれども、希望があれば、運転試験所のほうで経歴証明というのを発行していますので、身分証明に同等した対応というのはできるかと思えます。

ただ、こちらのほうは個人の要望ということなので、要望があれば、そちらで発行が可能となっております。

○中川委員長 神崎委員。

○神崎委員 健康保険のほうをちょっとお聞きしたい……。

○中川委員長 今は一般会計のみです。一般会計の質疑が終わったら、今度特別会計それぞれやりますので。

ほかに。

若山委員。

○若山委員 3点ほど、確認のための質問ということで、ナンバー2の工事請負費で国旗掲揚ポール設置工事ということで上がっているのですけれども、これは、ここに出てきた経緯のようなものというか、既にあるのを更新したのか、新たにつけるようなあれになったのかどうかということ。

ナンバー9の高齢者医療助成費の中の負担金、補助金等のところで、後期高齢者医療が1,000万円ほど減になっていて、その理由が連合会の

試算による減額になっているのですけれども、その試算の減っている理由というのか、もしわかれば、出されたのでそれをそのままやっているのか、こういう形で減っているのだよというものちゃんと理由がわかれば、ひとつ教えてもらいたいなど。

それと、ナンバー12の子ども医療助成費の一番最後の扶助費で、減額がちょっと大きいのですけれども、実績勘案により受診件数の減となっているのですけれども、これは実績ということなので、理由というか、単純に減っているというだけなのですか。特殊な理由とか、何かそういう分析とか、そういうのはあるのでしょうか。

以上です。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 後期医療の関係なのですけれども、こちらのほうは、広域連合のほうから試算ということで提示されてきています。要因といたしましては、後期高齢者自体も、7月の保険証の更新時期に比べて42名ほど保険者の人数が下がっていることも要因の一つだと捉えてございます。

子ども医療の助成費なのですけれども、令和元年度に比べまして1人当たりの医療費が減っています。1人当たりの医療費に対して受診件数を乗じているので、1人当たりの医療費が減ることによって扶助費も減るという仕組みになってございます。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 私のほうから、国旗等掲揚ポールの関係についてお答えいたします。

大中山の出張所が完成いたしました。大中山小学校含めて大中山中心地区が整備されたということになります。

国旗等のポールにつきましては、役場本庁舎、それから大沼出張所、そして各地域の拠点になる施設ということで、今回、大中山出張所に国旗のポールを設置して、3地区の拠点にそれぞれ掲揚ポールをつくるという形で予算計上いたしました。

以上です。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 ナンバー2とナンバー9のほうはあ

れなのですけれども、ナンバー12の子ども医療助成費のところで、ここに受診件数の減と書いているのですけれども、今の説明でいくと、1人当たりの費用が、掛ける単価が下がったのであれだというような説明だったので、件数自体が減っているわけではないというふうに捉えていいのですか。控えていたりするのがあるのかなというのがちょっと心配なので。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 補助対象と対象外がございます。対象外の部分に関しては、1人当たりの単価が減少しているということ。済みません。補助対象の部分に関しましては、件数が1カ月当たり270件程度が減少しているということで、それを合わせての減少ということになっております。申しわけありません。

○中川委員長 ほかに。

上野委員。

○上野委員 国保のほうでよろしいですね。

○中川委員長 今は一般会計の質疑をしております。よろしいですか。

一般会計に対する質疑はありませんか。（発言する者あり）一般会計ですよ。（発言する者あり）住民課の一般会計です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中川委員長 ないということなので、次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 予算書のほうで、質問いたします。国保の181ページです。

ここで、滞納繰り越しについて載っております。医療費の滞納、後期高齢者の関係、それから介護保険の関係ということで出ておりますけれども、合計でいきましても、金額的には1,614万6,000円というような金額で、滞納金としては少ないような感じがしたのですけれども、例年このような滞納金の発生状況なのかというのが1点です。

それから、これは前年度分の滞納分で、それ以前の滞納分は入っていないのかなという感じがするのですけれども、その辺についての確認をしたいと思うのですけれども、よろしくお願いま

す。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 こちらの歳入としての税の算出方法ということで答えさせていただきますけれども、調定に関しましては、確定段階ではないので見込みで立てることになります。滞納金に関しましては、申しわけないのですけれども、0.2%の圧縮率というものを乗じているものですが、ある程度の誤差は出てくる形にはなっております。

あと、以前の滞納金というのは入っているのかというのは、こちらには含まれてございます。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 それはそれでよろしいのですけれども、従来、国保会計に関しては赤字がかなりありまして、赤字分については繰越充用という形で繰り越しされてきておりましたけれども、今回の予算には繰越充用という金額が見当たらないのですが、これについてどうなっているか、ちょっと確認したい。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 繰越充用の関係なのですけれども、現在の累積赤字が5,400万円程度なのですが、今現在の見込みといたしまして、単年度の黒字を見込んでございます。明確な数字というのはまだ示すことはできませんけれども、大体6,000万円前後というふうに考えてございます。国民健康保険税であったりとか、あと、道支出金はまだ確定段階でないで、この辺の動向を見ていかなければならないと思っています。

いずれにしても、早期赤字解消を目指していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 赤字解消の見込みがあるということはわかりますけれども、予算の段階でどれだけそういった繰越充用をしなければならない金額があるのかという表現がどこかにあってよろしいのかなと思ったのですけれども、どうでしょう。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 予算の段階では、まだ前年度の決算もある程度見込みの推移は見通していますけ

れども、まだ3月、それから出納整理期間の4月、5月ということで、まだそういう収支がはっきりわかりませんので、その辺につきましては、予算としてはあくまでも予算、見積もりという形で、前々年くらいの状況、それから今の12月、1月末くらいまでの状況を見きわめた上で予算を組んでおりますので、その辺は、今後、決算が近くなってきた時点で確定してくるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

神崎委員。

○神崎委員 今回の質問の関係になりますけれども、一般被保険者国民健康保険税が見込みで算出されているということで、道からいろいろな標準係数とか、そういう形で金額がある程度おりてきて計算されているのかなと思っておりますけれども、加入者世帯と、あと、被保険者の人数はどのくらいで計算をされているのか。

あと、1人当たり大体幾らの計算になるのか、そのあたり。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 令和2年度の予算ベースでよろしいでしょうか。

○神崎委員 はい。

○清野住民課長 こちら、直近の今年2月末の状況で見込んでございます。世帯数が4,025件。被保険者数が6,312人となってございます。

あと、1人当たりの試算は、こちらも調定ベースになるのですけれども、先ほどもお答えしましたが、調定に関しては確定前なので、圧縮を94%設けて算定してございます。調定ベースで言いますと、1人当たり9万2,000円程度の保険料ということになります。

以上でございます。

○中川委員長 神崎委員。

○神崎委員 昨年度の加入者数というのは、何人くらいなのか。

○中川委員長 住民課長。

○清野住民課長 令和元年度、ですから3月末になりますけれども、世帯数が4,059件、被保

険者数が6,437人というふうになっております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 なしということなので、それでは次に、後期高齢者医療特別会計の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 なしということなので、それでは、質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了いたします。

次に、福祉課の一般会計について、質疑を行います。

川上委員。

○川上委員 ナンバー2なのですけれども、中身を教えてほしいのですけれども、負担金、補助のところで、括弧書きで職員1名中の職員2名から、職員2名中の職員1名の変更、準職員の人が1人繰り上がって職員になったということだと思うのですけれども、この辺の内容をちょっと教えていただきたいのと。

あと、ナンバー18、委託料の健康センターの清掃業務委託料1,200万円くらい計上していただけますけれども、月に直せば大体100万円くらいかかっているのかなと思うのですけれども、この辺の内容をちょっと教えていただきたいのと。

あと、下の使用料及び賃借料のところ、テレビ受信料が入っていないのは、多分、有線放送等と書いているから、ここの中に含まれているのかなと思うのですけれども、もしできれば、来年度からでも有線放送受信料とテレビ受信料というふうな計上の仕方をしていただければと思うので、その辺ちょっと教えてください。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、ナンバー2の負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会の補助金、職員1名プラス準職員2名から令和2年度は職員2名と準職員1名という形の変更で増となった内容でございますが、現在までは職員1名というのが社会福祉協議会の地域福祉部門の係長職の方1名と準

職員、役場でいう臨時職員の2名分であったものを、社会福祉協議会の地域福祉部門、法人運営部門が人事異動で変わってくるというところでございまして、それで職員2名、係長職と地域福祉部門の課長職の職員2名と、あとは準職員1名という形に、その地域福祉部門の体制が変わるところで、体制がこういう形で人件費が上がるというところでございます。

次に、ナンバー18の部分の委託料、健康センター清掃業務委託料の部分でよろしかったですよ。前年度比11万5,000円が増えるというところでございますが、こちら最低賃金の部分の増加の部分もあります。あと、昨年度10月から消費税も上がりましたが、前半の部分6カ月は消費税8%だったものですから、その部分について人件費と消費税分で11万5,000円がアップしたという形でございます。

次に、有線放送等の受信料でございます。こちら来年度から、テレビの部分と有線部分と分けて記載なるという形でやらさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○中川委員長 川上委員。

○川上委員 準職員というものの位置づけというのは、どういう職員だったのか。正職員ではなかったという感じで聞こえてくるのですけれども、準職員というのはどういう人のことを、臨時職をいうのか、職員でないことは確かだったのだけれども、どういう位置づけでいたのか。

それと、先ほど清掃のほう、増減のほうでなくて中身、内容、例えば平日は何人で清掃しているとか、年に何回大掃除をやるとか、そういうのがわかれば、教えていただきたいと。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 社会福祉協議会の準職員の取り扱いですね。七飯町役場の、今の臨時職員とはまたちょっと形は違うのですけれども、どちらかというところ、来年度から導入される会計年度任用職員に近いものが社会福祉協議会の準職員というところでございます。

今まで社協の準職員のベア、定期昇給というのはありながら雇われていると。ただ、給与表でいうと、社協の職員のほかに準職と別のものがある

て、その違いがあるというところでございます。どちらかというところ、職員と、役場でいう臨時職員の間ぐらいな感じであるというところでございます。

社協の給与規程とか採用規定の中で、別に社協で定めていますので、そちらは今、手元にはないのだけれども、準職員についても社協は今までもずっと定期昇給があったと。うちの臨時職員は日給でございますので、日給でもある。少し上限はありますけれども、最低賃金の上下で変わることがありますけれども、社協は給与表でちゃんと準職員もこういうふうになっていきますよというふうの規定している違いがあるというところでございます。

あと、清掃の内容でございますが、日中は、清掃業者の1名の方が午前中と午後と、早番、遅番で2名体制で、就業前の大体8時半から勤務されて5時ぐらいまで勤務。その後、遅番の人がまた来て、10時までやるという形でございます。そのほか、10時に閉店してから、水回り、お風呂の浴槽とか、お湯を抜いて8名体制で男女のお風呂をそれぞれ、サウナと、日常的に清掃する。そして、清掃が終わったらお湯を入れて帰宅するというところでございます。

日中の清掃に関しましては、廊下とか、ホールとか、トイレ、洗面台とか、そういうところの水回りとか、お客さんが休憩する和室であったり、そういうところの清掃をしているというところでございます。

それで、おとしまで、それプラス特殊清掃というものをやっています、温泉スラブというのですか、温泉の茶色くなったりするものを特殊な薬剤で落としたりする業務も前は委託していましたが、今は、うちのほうの健康センターの職員がそれをやっていますので、そういう部分は割愛しながら、今現在はそういう形でやっていると。

大掃除についても、鏡とかの清掃はまた別に委託しているのだけれども、ここ部分には入ってこないのですけれども、大掃除の部分についても、年に2回やっていますが、うちの職員も含めてやっていますので、年4回ぐらいはやっていますけれども、業者2回、直営で2回という形で清掃はして

いるという状況でございます。

以上でございます。

○中川委員長 ほかに。

上野委員。

○上野委員 ナンバー7です。そこに緊急通報装置に関して載っているわけですがけれども、この予算は、前年実績によって9,700円減額ということで、金額的には10万4,000円という金額になっておりますけれども、装置そのものの単価といいますか、これは単価は幾らで、これでいくと何台の装置が購入されるのか。装置は、需要のある高齢者に貸与という形なのか、それとも、そういった高齢者が購入するのに対する補助がされているということなのか、その辺について、まずちょっとお伺いしたい。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 緊急通報装置の備品購入の部分ですね。今回10万4,000円で、9万7,000円減というところでございます。

今回の予算計上については、1台当たり10万4,000円税込みでなっております。今回は1台計上しているというところでございます。前回は、平成31年、令和元年は、2台分で行いました。2台分だったら本当は10万4,000円だろうという話になると思うのですが、消費税が上がってましたので9万7,000円と。今まで2台買っていたのですが、今回は1台という形で、消費税の絡みで9万7,000円だけ減になったというところでございます。

それで、つける際なのでございますけれども、これは購入費補助ではなくて、町で買ったものをお客様の家に設置して貸与しているという形でございます。

そして、お使いになられている方については、地域ケア会議という形で、町内の事業者とかケアマネとか、いろいろな方、民間の方も役場の方も集まっておいて、このケースはこういう緊急通報が必要ではないのかということで、申請方法としては、よくあるのは民間のケアマネがかかっている家で、この緊急通報をつける方というのは、倒れたりして電話まで行けないとか、携帯電話もちゃんと操作ができなくなるというような

重大な疾病等抱えた方がまず優先でつけられますので、かかっているケアマネが申請書を持ってきて、それについてケア会議で審議して、妥当だ、妥当ではないという形でつけているという形でございます。

今回なぜ1台なのかということですが、役場で買った備品なので、もう必要でなくなった方は役場で回収してきて、また次の方に使うという形で、ある程度の循環はさせているので、今回1台という形でございます。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 結構、金額が高いもので、高齢者でひとり暮らしというのはかなりおりますので、そういった高齢者は心配だということで、そういった緊急通報装置が欲しいという方もかなり実際はいると思うのですが、このように金額が高いものというのはなかなか難しいのですけれども、もっと安く普及できるような方法というのはないのでしょうか。どうでしょうか。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 実は、緊急通報装置、一般会計で持っているものは、委託料に緊急通報体制整備委託料ということで33万7,000円計上させていただいているのですけれども、ボタンを押したりすると札幌の健康づくり財団という受信センターがありまして、24時間体制で「どうしましたか」ということで緊急通報装置をつけるときに3名ほど、親族であったりとか近所の方、協力員という者を登録してもらって、財団から折り返し連絡をした際に、反応なければ行ってもらうというシステムでございます。

このほかに、介護保険の部分で備品購入、この部分ではないのですけれども、「いまイルモ」という緊急通報と同じようなシステムを導入しています。これは国の補助で、介護ロボットの導入事業で、町で買わせていただいているのですが、こちらはセンサーを三つほど家につけて、高齢者の方がよく使うような場所、水回り関係、トイレとか玄関とかリビング、寝室、そういうところをヒアリングして、よく使う場所のところにセンサーをつけて、そのセンサーを役場とか、それも御家族とかに登録していただいて、ス

マホで1日の動きが確認できるというものも、この緊急通報と別に「いまイルモ」というシステムがありまして、こちらのほうは20台購入しております、そのうち12台各家に、希望のある方に設置しているというところがございますので、現在、緊急通報のほうは現在22台、「いまイルモ」は12台ということで、おおよそ30何がしで、物としては「いまイルモ」は在庫はまだ8台ぐらいありますので、まだまだつけられる余裕はありますが、委員のおっしゃるとおり、高齢者が、ひとり暮らしの方が増えているとニーズが増えてくるのではないかなと思っておりますので、その際はまたいろいろとおお客様のニーズに合った「いまイルモ」なのか、この緊急通報なのかというのを使い分けながら、また購入していきたいなと考えております。

以上でございます。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 なかなか、人数もあると思うのですが、合わせても30台前後ということですか。こういう状態では、かなり実態の上では需要に合っていないような感じがするのですけれども、これについては、町はそういう形でやっていますけれども、もっと進んだところがあるような感じがするのですけれども、どうなのですか。その辺だけちょっと聞いておきます。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 委員おっしゃれるとおり、高齢者の人数に対してこれだけの台数というところがございますが、よく民間でも、先ほどスマホの話をしましたけれども、高齢者の方でもそういうICTというのですか、家のパソコンだったり、そういうので家族の連絡とかやるようなシステムを構築されてきているので、そういうICTの利便性というのですかね、恩恵を受けれる方についてはそちらを活用していただいていると。結構な高齢になると、なかなかそういうものに普通のスマホをつなぐのも大変だなという方は、こちらのほうでカバーしながら、そういう形ですみ分けしながら、いろいろなものを利用しながら、役場のほうも見守り活動というのですか、そういう形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 ナンバー18のところで、健康センターなのですけれども、たまたま監査報告で詳しい資料を見たので、ちょっと確認なのですけれども、特定財源で収入が3,300万円になっているのですけれども、大丈夫なのかなということ。

あと、これだけ見ると予算と対になっているのだけれども、人件費を削られたり、人件費がほかのところに行ったりして、基本的に大きな赤字になるような、そういう体質ですよ。もともとの予算でいう、議論する話かどうかかわからないのですけれども、当初のセンター設置の趣旨とかからいって、収支はとるという前提だったのか、それとも町民に喜んでもらえればいいということで、持ち出しがあってもいいという、そういう発想のものなのか、そここのところの考え方をちょっと教えていただければと思います。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 今、若山委員のおっしゃられるとおり、収支3,000万円、歳入3,300万円見ているというところがございますが、実際、先日の定期監査報告の中では、毎年度に利用人数が下がっているというところで、大丈夫なのかと御心配のところでございますが、実際、今年度、人数のほう少し戻りつつありまして、平成30年度は大体10万8,364名という人数が利用されていたところですが、実際、今年度は平成28年度までいかないのですけれども、大体12万人近い形で推移はしていたところですが、ここ最近、いろいろな諸事情で利用者が落ちてきているのですけれども、予算を作成する段階では、このぐらいの目標を持ってやらなければ、このままの状況に甘えず前向きにという予算で3,300万円という形でやっております。

人件費もろもろで、結局は赤字だろうという形でございます。これも定期監査で御指摘されたとおり、創業して、開設して10年間は黒字経営だったのですけれども、だんだんだんだん近隣の新しい温浴施設とか、そういうものに押されて、

赤字が徐々に増えてきて、あとは年数がたつと維持管理費の修繕、そういうものにお金がかかってきて、大体収支が悪くなってきているという状況でございます。

このアップル温泉をつくったときに、アップル温泉は健康センターという位置づけなのです、条例上は。みんなも温浴施設っぽいイメージではいると思うのですけれども、町民の健康のための施設というところがございますので、その建設のときに収支の部分については、私、書類を見たのですけれども、その部分には黒字化を目指してつくりますとかという、その収支の部分について趣旨はなく設立されたというか、設置されたところでございますが、しばらくは黒字経営でいたるところでございますが、現在こういう状況で赤字化になってきているので、赤字を圧縮するように、私どものほうでも頑張っってやっていきたいと思っておりますので、設立当初の趣旨の部分については、町民の健康のためというところでしか目標はないので、その部分は御理解のほどいただきたいと思っております。

以上でございます。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 アップル温泉につきましては、2年前に源泉のポンプが故障したということで休ませていただいて、源泉ポンプの取りかえをして、そして今、お湯の調整が、実は1年間なかなか安定したお湯が出ないというような状況で、平成30年度は運営させていただきまして、平成31年度、令和元年度中にある程度見直しというか、お湯のルートだとかを精査しまして、今回貯湯槽というお湯を一旦ためるところから浴槽に入るまでのバイパスの修繕という形で管をきちんと修繕措置しまして、それで今、お湯が安定して出るようになってきているということもありまして、令和2年度につきましては、その分含めて安定した営業ができるのかなというふうに見込んでおりますし、当初、これをつくったときも中島地区にいい温泉源があるということで、これは農業の事業で掘った温泉ですけれども、その利活用含めて、健康増進事業として町民の方々にその恩恵を受けていただきたいと。

今のように、介護保険事業がこれだけの事業になる前でしたけれども、今であれば、そういう介護予防の施設にもなるのではないかとというような認識をしております、今後もできる限り、施設の建設費については、なかなか元を取るというのは厳しいですけれども、維持管理費については収益を頑張っって大幅な赤字を出さないように、町民の施設として活用していきたいというふうを考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

副委員長。

○横田副委員長 ナンバー6の介護保険特別会計繰出金3,173万円の増ということでありましてけれども、この下のほうに、あくまでも軽減負担金で3,450万円というお金が入ってきて、それを入れても3,173万円増加になるから、負担が増えるからということで拠出金を、繰出金を増やしたとのかどうか、まず1点。

それから、次のページのナンバー10、障がい者福祉の扶助費の介護給付費の1,090万6,000円の増というふうになっているのですけれども、これは去年との実績を見込んでの増であると。今、結構、毎年増えていっていますよね。これは、それを見込んだ数字なのか、それとも去年の数字はこの実数で、来年度はこのぐらいになるというものを押さえた数字なのかというのを教えていただきたいと思っております。

ナンバー16の社会福祉施設指定管理費というのが新しく設けられていますけれども、今までいろいろなもの、例えばさくら共同作業所だとかゲートボールだとか、ぼぼろ館とかがあったときに、ここの歳入にある自立支援事業給付負担金とか、福祉介護職員処遇改善加算分負担金、処遇改善は多分ついていたと思うのですけれども、そういうものがつくからということで、こういう科目を設定したのかどうか。

以上、お願いいたします。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず最初に、資料のナンバー8の介護保険特別会計繰出金でございますが、3,

173万円増となったところでございますが、実際、歳入としては3,450万円が国、道から入ってきております。こちらの部分は、あくまでも今回、条例で可決させていただいた介護保険料の1段階から3段階までさらに軽減するという条例を、国のほうの施策で下げると。その部分で、下げた分は国と道からお金が入ってくるというところの部分で、あくまでも歳入については、保険料の減額分が国から補填されるというところの歳入でございます。

こちらについては、介護保険料の申請は、一般会計でして、一般会計で受けるという形のルールでございますので、一般会計で軽減の負担金が歳入になると。3,173万円増えたというのは、繰出金の内容としては介護保険の給付分、介護保険を使ったときに皆さんが事業所に払うお金でございます。こちらが大体3億3,000万円。地域支援事業分としまして、こちらは町で介護保険の事業を独自で、新規事業とか、町で国にない事業をやる、あと包括支援センターの部分のお金としては2,340万円ほど。その他総務費として人件費とか、介護保険系の賦課徴収に係る人件費であったりとか、認定調査する人たちの人件費、事務費等で大体5,000万円という内容でございます。

この3,000何がし増になった部分については、それぞれ給付費も上がりますし、地域包括支援センターとの新しい事業も今回予算で増になった。あとは、人件費のベースアップとか、いろいろな職員の手当、結婚して手当がふえるとか、そういう部分も含めて3,173万円増えたということでございます。

続きまして、扶助費でございます。ナンバー10の障がい者福祉費の扶助費、これが介護給付費の部分で6億2,950万1,000円、前年度比1,090万6,000円。前年度実績見込みの増というところでございます。

こちら保険給付、障がい者のほうも介護支給というのですか、国のほうに支給して2カ月後に町でお金を払うものですから、予算を策定した際に10月分までの見込み、去年の3月から10月分まで利用された分に七飯町に請求した分をベース

にそこで予算立てをして、過去3年ぐらいの、このサービスはこういうふう伸びている、このサービスは横ばいだという形で、いろいろな給付費を分析してやっております。前年度実績見込みも含めて、予算立てしたときの10月段階のデータを複合的に見て1,090万6,000円増額とさせていただいたところでございます。

次に、新しくつくったナンバー16の社会福祉施設指定管理費、こちらはなぜこういうふうにつくったかというところでございますが、この自立支援の歳入の部分、あとは介護職員等の処遇改善というのは、前回事業予算を分ける前も、授産施設のほうには歳入としてみていたところがございます。今回改めて、指定管理の部分が三つありますが、そちらをそれぞれの事業予算にするのではなく、まとめて管理したほうが予算的にはやりやすいという形で、あくまでも予算、歳入ありきではなく、予算の管理上の統合という形で統合させていただいているというところで、御理解のほどよろしくお願いたします。

○中川委員長 副委員長。

○横田副委員長 ということは、ナンバー8の部分については、先ほど説明したのは、例えば人件費が500万円で、地域の支援関係の介護でない部分で2,340万円とかということを書いていったならば、この数字はもっと増えるような話なのだよね。だから、その辺の話を、申しわけないですけども、きちんとした上限があって、だから、例えば3,173万円が増えたよというのを言っていたかかないとわからないので、もう一度お願いします。

それから、障がい者の件は、あくまでも来年度のいろいろなものの今までの見込みを加味した中から、これだけ増があるからということで、それを入れた数字であるということで、よろしいですね。

もう1点は、社会福祉施設の指定管理、全部が指定管理でお願いしているところだからまとめてしまったよというのなら、反対にこういうふうにすると、がらがらぼんになってしまう、何に本当にかかったのかというのがわからなくなる部分があるので、どうなのかなと。ここのところを

ちゃんと今後どういうふうにしていくのか、やるのだったら、こういうふうにするよというものをやっぱり教えていただきたいと思います。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 最初に、ナンバー8の繰出金のほうでございます。繰出金については、昨年の介護保険特別事業会計のほうに繰り出すということで、こちらは、平成31年、令和元年の予算と令和2年の予算でございますが、全体的に介護保険事業特別会計全体としては、昨年度と比較し1.8%の予算の上昇でございます。

昨年、当初28億2,600万円を全体で予算計上させていただいて、今回は28億7,800万円で、差額としては5,200万円増加しているというところでございます。5,200万円のうち、増加が一番大きいのが保険給付費3,105万円が昨年度との比較で伸びているというところでございます。

こちら、昨年が保険給付が26億1,311万8,000円のところ、今年度は26億4,416万8,000円ということで3,105万円が給付費で上がったというところでございます。この部分は、ほぼほぼ繰出金としての増につながっているというところでございます。

あとの部分については、地域支援事業であったり、総務費の人件費の部分であったりというのは増減していて、あと1人の臨時職員が一般会計の予算づけになったりしておりますので、そういった意味では一番大きいのは、やっぱり給付費が3,105万円、3,173万円のうち3,105万円ほど給付費が増えているということで、大きなところはやはり給付費であろうというところで御理解のほどお願いします。

それで、統合した事業予算でございますが、こちら決算とか予算を立てる際に、皆さんにもう少しわかりやすいような形で整理できるように、今後、事業予算内の部分を示していけるような形でやっていきたいと思っておりますので、今回は三つの事業予算をまとめてしまいましたが、歳入部分については、これはこの部分ですと、授産所の部分ですと。あとの部分はゲートボール場とさくら共同作業所はここですと、もっとわかりい

いもの、そして負担金の部分の処遇改善は授産所のものですと、わかりいいものに変えていくようにしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

以上でございます。

○中川委員長 一般会計について、質疑まだありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、一般会計に対する質疑は終わりたいと思います。

午後1時まで、休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、介護保険特別会計の質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 ナンバー9、予算の内容について、特に物を言うのではなくて、この特例何とか給付費とかということで、法律上そういう制度があって、事前に申請が終わる前に先にやってしまって、後で給付をもらうという、そういう仕組みなのですけれども、これについて今まで実績はないということなのですけれども、そういうことができるというのをみんな知らないということではないのかなという懸念があるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。予算としては、先に出すか後で出すかのあれで同じなのですけれども、その辺のところは心配ないものなのでしょう。か。

○中川委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 ただいま、特例と名のつくところでございますが、委員のおっしゃるとおり、介護サービスの認定、介護認定を受ける前に暫定で償還払いで利用する方法なのですが、介護認定の申請をする際、大体ケアマネジャーみたいな方とか、地域包括支援センターの担当がついて申請するので、そういうサービスの利用だ、入院して退院する困ったというときは、病院のソーシャルワーカーに相談するとこういう制度を教えてください、そういった意味では、こういうサービス

を使いたいという前に、誰か彼かキーパーソンが指導してくれるということでございますので、あとは今後、町でも、来年は介護保険の計画策定がありますので、その中で、またそういうところも周知しながら町民の方にも周知したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

次に、環境生活課の質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 ナンバー11なのですけれども、廃棄物の収集運搬の項目、委託料が1億8,000万円に164万円ですか、増となっていますけれども、増の理由と内容をお願いしたいと思います。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 こちらのほうの委託料、3年間の負担行為をとってしまして、平成30年、令和元年、令和2年という形で、これが最終年になるのですけれども、消費税が上がったことによる増という形になってございます。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

中島委員。

○中島委員 3番の備品購入費で、鳥獣対策でドローンを2機買うということなのですけれども、鳥獣対策でどのような利用目的なのか、その辺ちょっと教えていただきたいのと。

1機どのくらいの価格しているのかなということ。

もう一つ、7番目の委託料の空き地の草刈りなのですけれども、500万円以上の予算を立てていますが、年間の申込数、どのくらいの件数があるのかなという気がするのですけれども、結構大きな金額なので、どのくらいの件数の申し込みがあるのかということ。

それと、負担金の合併処理浄化槽なのですけれども416万円、これは目的、概算の予算なの

か、それとも申し込み件数がもうあって、設置計画があつての予算なのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 まず、ドローンの関係でございすけれども、鳥獣対策という形で8割の特交の措置をいただけるような形の事業でございまして、ドローン2機買って、牧草地に入っていくと、デントコーンの中とかだと熊が中に入っているパターンが多いものですから、そういうのを空から見て、どういうところにいるかとか、そういうのを調査するためのものということで、一応1機当たり、本体自体は30万円程度なのですけれども、附属の機器等入れれば、大体1機50万円程度になるかなと思っております。それを2機という形でございす。

それから、草刈りのほうです。草刈りのほうの件数は、昨年の実績で大体240件くらいの件数を見込んでございす。

それから、浄化槽です。浄化槽のほうなのですけれども、一応5人槽ということで積算しておりまして、それが1基当たり52万円の補助ということで、それを8基という形で試算して、例年8から10基ぐらいの申し込みがございすので、例年並みの形では考えてございす。

以上でございす。

○中川委員長 ほかに。

川上委員。

○川上委員 ナンバー3、ドローンの関係のとなのですけれども、これを2機購入するということになっているのですけれども、性能とか機種が違うのであれば2機でもいいのかなと思うのですけれども、先ほどの説明では1機50万円ぐらいで2機ということで、多分同じものを2機買うのかなという感じなのですけれども、1機でいいのではないですかということをお願いいたします。2機買う理由。

それと、下の4番、使用料及び賃借料の自動車借上料25万2,000円と大きく減っているのですけれども、この中身をちょっと教えていただきたいのと。

最後、13番の負担金、南渡島衛生施設組合。

先ほどお聞きしましたけれども、667万5,000円増える細かい理由があれば、教えてください。

以上です。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 ドローンについては、予備機という形で押さえているという形で、1機飛ばして、何かあったときにすぐまたそちらも迎えにいけるような形で利用するというので、一応2機購入したいということで考えております。

それから、自動車借上料ですけれども、トラック（キャンターガッツ）をリースしております。そちらの借上料という形になります。

それから、し尿処理の負担金が増えたというところでございますけれども、こちらのほうは衛生センターの事務所の向かいにタンクの処理施設がありまして、そちらを新年度で解体するという形を今予定しております、それで北斗市のほうと町のほうと負担して、あと、衛生センター自体の基金も少し取り崩すという形で、解体を予定しているというところで予算が増えているところでございます。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 私のほうから補足で、先ほどドローンの説明がありましたけれども、このドローンについて2機というのは、ドローン自体が充電式になっておりまして、しかも有害鳥獣の観察というか、確認に行くということで、1機が万が一充電がなくなって、とまったときに、2機目を使うようにという意味での予備機ということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

また、自動車借上料につきましては、昨年、鹿とか、そういう駆除した後の処理に運搬用ということでトラックをリースで令和元年度に購入いたしました。当初、トラックの部分の予算を大体の見込みでつけていたものが確定して、5年リースですので、今回、令和2年度は5年リース部分が確定した予算で計上していますので、昨年は予定だったものが、今回は確定予算ということでこういう増減になりましたので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○中川委員長 川上委員。

○川上委員 ドローンというのは、充電式と今言いましたけれども、1回充電するとどのぐらい持つのか。1台予備機かなと思ってはいたのですが、通常、なかなか予備というのを買っていただけないような予算編成を組んでありながら、ここでは予備機ということで2機計上しているのですけれども、充電1回するとどのぐらいの時間飛行できるかとか、そういうのがわかったら教えてください。

先ほど、途中で充電がなくなったら、かわりを飛ばすというような言い方をしていましたけれども、充電はすぐできるのですよね、1機でも。その辺。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 大体、携帯電話のバッテリーみたいなバッテリーでやりますので、30分も飛ばばいいところ時間。ですから1機飛ばして30分飛んだらもう帰ってきて、今予備のものを飛ばして、その間に充電をするというようなことで考えています。

それ以内で終わればいいのですけれども、充電時間のほうが飛んでいる時間よりかかるということもありますので、あらかじめ、普通の現場を見るだけであればいいのだけれども、熊とか鹿とか、そういう有害鳥獣の確認で行くものですから、万が一のことも考えて、2機導入ということで、これについては、特別交付税の措置で8割ということもあったものですから、今回2機という形で予算措置させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

○中川委員長 川上委員。

○川上委員 ドローンは、運転免許は要らないのですものね。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 今回購入するのは、一般的なドローンで、2.4ギガヘルツの電波を使用するもので、それは必要ないと。競技用ですとか、業務用のレース用のそういうものは、出力が高いものを使いますので、それは免許が必要なのですけれども。一応こちらについては、免許は必要な

いというものを購入する予定です。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 今、川上委員が質問したことと同じドローンのことなのですけれども、どなたがお使いになるのでしょうか。例えばハンターがこれを使うのか。

ただ私、ああいう機械類ということについては、結構練習しなければ、なれないというふうに聞いていたものですから、いろいろな人が使うようであれば、早く故障するようなふうにも考えられるし、だから、使う人がどなたなのか。

また、金額を見れば、結構高額なようなので、その辺がちょっと心配なので、もしわかりましたら教えてください。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 委員おっしゃるとおり、ハンターを想定しております、一応ハンターは28名自治体にいらっしゃるのですけれども、その方々で使って調査すると。あと、町の職員でハンターの資格を持っている職員もいるのですけれども、その人も担当してやっていきたいと。

操縦については、確かになかなかできないとあれなのですけれども、今、充電切れそうになると自動で戻ってくるとか、機能が大幅向上して、そういう狭いところに行くのではなくて、結構牧草地の広いところを上空から撮るような形になりますので、広い場所で使用するということで考えておりますので、もちろん練習して壊さないように使いますけれども、十分注意して使いたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 畑中委員。

○畑中委員 今、使う方がハンターと言うのですけれども、興味本位に、あの人だ、この人だみたい、たらい回しみたいにして使うと、故障するおそれとか、それから不具合を起こす、例えば離陸はいいのだけれども、着陸するときなんか、へますると壊したりするおそれがあるのですよね。だから、その辺についても十分、高いものだから、使用の面で気をつけてくださればなと

思っています。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 私のほうから、ハンターの取りまとめというか、事務局が自然環境係で、大沼婦人会館のほうにありますけれども、自然環境係のほうで管理しておりますので、そこは自然環境係が管理して、そして操縦方法なんか職員がついて運用していきたいというふうに考えていますし、先ほど課長が申し上げたとおり、今、そういう人工知能といいますか、そういう部分で充電容量が少なくなると自動で飛んだ場所に戻るような装置になっておりますので、それにしても、初めて導入するものですから、十分に、特に人にぶつからないようにとか、そういう周りの安全を考えた上で管理できるように心がけてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

副委員長。

○横田副委員長 ナンバー5の工事請負費の300万円というもので火葬場設備改修工事、どのような内容なのか。それに伴って、火葬場がとまるのかとまらないのか、この2点をお願いします。

○中川委員長 環境生活課長。

○機場環境生活課長 今回の工事は、1号炉と2号炉の燃焼バーナーの交換、それから1号炉の炉内のセラミックの全面の張りかえを予定しております。

もちろん1号炉のセラミックを張りかえるときには一時休止になりますけれども、そこについては2号炉がありますので、そこで対応していきたいと。全部閉めるということはありません。

燃焼バーナーの交換も部品の交換という形になるので、そんなに期間をかけてやるという形ではないのですけれども、バーナーのほうは前回平成20年に交換しております、耐用年数が大体7年から10年という形なので、そろそろいいところかなというところと、セラミックについても前回平成24年に炉を交換して、令和3年には一応2号炉のほうのセラミックの交換をまたやっていかなければならないということで、順番

にやっていって、長く使えるようにということで考えております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 質疑を終わります。

以上で、環境生活課に対する審査を終了いたします。

次に、子育て健康支援課の質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 ナンバー5の子育て世代包括支援センター運営についてです。これは新しく仕組みが始まるような感じで聞いているのですが、子育て世代包括支援センターはどんな組織なのかというイメージがわかるような説明と。

あと、現在、例えばこの上にある大中山子育て支援センターとかありますよね。これらの関係とか、役割分担とか、この辺はどのようになるのかなというのを、できればわかりやすいイメージ図のようなものがあればお願いしようと思っていたのですが、今回ちょっと資料がないというあれなのですけれども、そこを説明だけをお願いします。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 今回、新たに設置の子育て世代包括支援センターにつきましては、先ほど説明のほうでも概要についてはお知らせをさせていただいたものでございます。再確認としまして、まず、お母さんが妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない子育て支援を行う相談の場所、情報提供の場所ということで捉えているものでございます。

このセンターの基本の要件としまして、三分野に分かれております。

まず一つ目が、専門的な知見と当事者目線の両方の視点から、必要な情報を保護者のほうに提供して、その情報を共有して切れ目なく支援をしていくということがまず1点目に上げられています。

2点目は、妊産婦、子育て期の個別ニーズをこちらのほうで把握した上で、子育てに関する必要な情報提供、そして困ったことなどの相談を行っ

て、きめ細かに支援していくことができる。利用者にとっては、センターに行くこと子育てに関して何らかの支援につながる情報が得られるよというワンストップ拠点の位置づけをとっていきたいというふうに考えています。

3点目が、地域の関係施設とネットワークというものを構築して、必要に応じた支援体制というものを開発していければということの3要素に基づき、設置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川委員長 民生部長。

○杉原民生部長 私のほうから補足ということで、課長が言ったように、例えば妊娠したら母子手帳はどこでもらうのだとか、それから、初めての妊娠、出産は不安がいっぱいで、どうしたらいいだろうかと、あるいは出産のときにどんな準備をすればいいかなとか、産んだ後おっぱいはどうかとか、そういうような妊娠してから、今は母子手帳はもらっていると思うのですが、その部分から手厚く対応していくというようなことで、保健センター内に専用の相談室を設置するというような形の予算計上でございまして、子育て世代包括支援センターということで、妊娠してから生まれるまでを中心として、なおかつ生んだ後ももちろん、ある程度半年とか1年とかたつとちょっと混同しやすいのですが、子育て支援センターというものも今度ありまして、どちらかというと、包括支援センターのほうが保健師が主体、そして、その後は保育士、子育て支援センターで連携して、子供のそういう親御さん母子の健康状態を見きわめながら相談をしていくということで、特に最近、七飯町でも出生数が少ないということもありまして、そういう部分での不安もある中で、何とか出生率も上げていきたいという部分もありますので、この事業を今回進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 この予算図だけでは、ちょっとイメージが湧かなかったのですけれども、保健セン

ター内にそういう窓口を、何でも聞いてくださいよという包括的な何でも対応できるような窓口を一つ設けるということで、設備的なものだけ今回予算としてあれして、人材的なものは、既にいる人がそういうきめ細かな対応をしていくという、そういうことでよろしいわけですか。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 委員のおっしゃるとおりでございます、もともと保健センター内は保健予防係と子育て支援係が存在して業務を行っているのですが、これについては、従来どおりのスタイルの中に、国が求めるガイドラインに沿った機能性を持たせるということで、今回特に、相談ブースといいますか、個別相談に応じるスペースがなかなか数的に確保できていないということで、和室だとか会議室、それを二分する形でドアで仕切ったりだとか、ロールカーテンで仕切ったりだとか、その辺のプライバシーを配慮する形で整備していきたいという、ちょっとハード関係の予算となっております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

中島委員。

○中島委員 わからないことを聞きたいのですけれども、13番の委託料の後期高齢者の健康診査委託料。健診料というのはわかるのだけれども、後期高齢者の健康診査のほうの内容というのはどういうふうなものか。

また、診査を受けたい人がいた場合には、何かの手続きが必要なのかどうか。どういうふうな手続きをすればいいのか。その辺、ちょっと教えていただければと思います。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 これについては、内容的には基本健康診査委託料と後期高齢者委託料と二本立てで分かれていますのですけれども、後期高齢者と言われる75歳以上の方の健診について特化した内容で、これが後期高齢者の担当のほうと連携して行っている業務ということで捉えている委託料、これで区分しているということでございます。

○中川委員長 中島委員。

○中島委員 区分はいいのだけれども、75歳以上の方が診査を受けたいというような場合には、何かの手続きなり、そういうものが必要になってくるのかどうか。どのような手続きをすれば、この診査をしてもらえるものなのか。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 そのような希望者の方は、窓口申請申請を行っていただいた中で受診していただくというような手続きの流れになるというふうに考えています。そのような手続きをとっているということです。

○中川委員長 中島委員。

○中島委員 審査の内容というのは、全体を診る診査なのか、どこかに行って診る診査なのか。そして、どのような形で病院を振り分けて紹介してくれるのか。そこまで行くわけですか。

○中川委員長 暫時休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時28分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

子育て健康支援課長の答弁より入ります。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 大変貴重な時間を費やしてしまい申しわけございません。

先ほどの質問の回答でございますけれども、まず、保健センターだよりによって、日程のほうを住民の皆様に周知をさせていただいている状況でございます。また、希望者は随時希望があれば電話等で保健センター、コモン等で実施している御案内を電話等でお知らせできるというふうな体制をとってございます。

基本健診の検査の内容なのですが、血液検査、尿検査、身体測定、血圧測定、そして医師の診療ということ、これが基本の健康診査ということで、一般的な診断方法で行っているという内容でございます。

以上でございます。

○中川委員長 中島委員。

○中島委員 それに対して、行政のほうから助成をしますよということでもいいのですか。それは何

%のこのほかの助成が出るわけですか。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 この健診の料金につきましては、個人負担で1,000円をいただくと。それ以外は、委託料として予算の中から支出をかけるという内容になっています。

以上でございます。（発言する者あり）

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 済みません。訂正させていただきます。私、勘違いしてしまして、平成30年度まで1,000円の自己負担をいただいておりますけれども、平成31年度から基本健康診査については自己負担無料ということで、全額委託料のほうでお支払いするという内容になっています。

以上でございます。

○中川委員長 ほかに。

副委員長。

○横田副委員長 ナンバー11の委託料の高齢者肺炎球菌感染症予防接種委託料で3,752万円、今年度で2,883万円の増になっている。ここに括弧書きで（前年度65歳以上5歳刻み補正のため）と書いているのですけれども、余りにも増えた金額というのが大き過ぎるので、今までの予算は1,000万円弱だったということであるので、何でこんなに増えたのかというのを教えていただきたいということと。

次のページのナンバー12の報償費の一番下に、5歳児健診の研修会報償費で22万4,000円と見ているのですけれども、これはあくまでも来年度に対する研修会をやるということでのいいのか。もしそれでいいのであれば、研修会というのは何カ所で考えているのか。その2点お願いします。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 ナンバー11の高齢者肺炎球菌の予防接種ということでございますけれども、前年は65歳の方を対象とした当初予算の計上をさせていただいてございました。6月に65歳からそれ以上5歳刻みの方に対しても助成を行っていくということで、当初盛り込まれている金額ではなかったのですけれども、今年度はこ

れを当初から盛り込んで5歳刻みの方もスタートから受診できるということの予算計上をさせていただいているところでございます。

また、ナンバー12の5歳児健診の研修会の経費でございますけれども、令和元年度には全体会議を1回、ケア研修ということで2回を実施しております。

今回の経費につきましては、全体研修会を2回、そしてケア研修会、これは人数的に大体20名くらいを1回の研修で想定しているのですが、それを4回実施するという予算計上でございます。

以上でございます。

○中川委員長 副委員長。

○横田副委員長 11番の肺炎給付金については、例えば65歳からということになっているけれども、65歳で1回目を受けなかったら70歳になるというふうになるだろうし、66歳からの方でも受け付けしてくれるということなのか。それで5年刻みでやっていくというのか、それともその辺があるからこういう数字になったのかという、そういう考え方でいいのかどうかというのと。

もう1点は、次のページの5歳児健診の研修会ですけれども、これは今回報償費として新規についていますよね。そうしたら、前はどのような形についていたのか、教えてください。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 ナンバー11の高齢者の関係ですけれども、これについては、昨年65歳で受けられなかった方、1年逃してしまったのだけれどもという、例えばそういう方がいらっしゃいましたら、次の機会は70歳ということになりますので、70歳に到達するまでお待ちいただく形になろうかと思えます。65歳に受けられた方は、その5年後の70歳にまた同じような予防接種を委託の中で受診できるという内容になっております。

また、ナンバー12の5歳児健診の関係でございますけれども、これにつきましては、研修会の必要性ということ当初予算の中で盛り込んでおりませんでした。いろいろ関係医師らから関係

者会議を開いた中で、先生方からやっぱり5健を始めるに当たっては、担当みずから、そして関係機関、保育所の先生、そして幼稚園の先生等も全部巻き込んだ形でそういうサポートをしていくべきではないかということで、令和元年度は補正予算でこの経費を計上させていただいておりましたが、今年度は、新たに新年度の当初のほうから計上させていただいて、早い段階から研修会をスタートさせていただきたいということの内容でございます。

以上でございます。

○中川委員長 副委員長。

○横田副委員長 そうすると、11番の肺炎給付金ですけれども、この数字というのは65歳で5歳ずつの刻みでやっていくということでやっていけば、今までと同じ刻みだということだったら、こんな数字に3倍ぐらい増えるということはある得ない話ではないのかと思うのだけれども、その辺の数字というのはどういうふうにして出したのか。65歳、70歳、75歳という刻みなのでしょう。

○中川委員長 暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時40分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

子育て健康支援課長の答弁から再開いたします。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 大変貴重な時間を費やしてしまい申しわけございません。

先ほど横田副委員長からの質問に答えさせていただきます。

昨年度は、先ほども申し上げましたとおり、65歳を対象にこの制度というものがスタートしておりました。昨年度途中から、当初には間に合わなかったのですけれども、国の方針として、これを逃してしまった方々も救っていきましようということで、5歳刻みでこういう対象者を備えていったということで、まず65歳の方の人数につきましては大体400人を想定して予算計上して

おります。70歳323人、75歳193人、80歳202人、85歳172人と数のほうもそれだけ多いということがあるものですから、結果的に大体これぐらいの厚みのある追加分ということで、今回予算計上を当初のほうでさせていただいております。

以上でございます。

○中川委員長 ほかに。

中島委員。

○中島委員 継続なのですけれども、今の問題の肺炎球菌感染症予防接種、これは1回やると何年間やらなくてもいいという、また何年後にやらなくてはならないという、そういうあれがあるのですか。有効期間というか。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 1回受けると、その必要性というのは将来的にはないのかなというふうには思いますけれども、その免疫的な部分だとか、そういうことも心配される方は、保健センターに相談していただくとか、医療機関に問い合わせるだとか、そういうことで、それを打ったほうがいいだとか、打たなくていいだとか、その辺は個別に判断される内容になるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○中川委員長 中島委員。

○中島委員 打った後の、予防接種した後の有効期間というのかな、それをちょっとどのぐらいあるのか、それはないのかな。あればちょっと教えてほしいのですけれども。何年有効なのか。

○中川委員長 子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 これについて、有効期間がどれくらいあるのかどうかというのは、医療期間のほうに確認してみないと、それについてはわからないのかなというふうに考えています。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、子育て健康支援課に対する質疑を終わります。

民生部は全て終わったので、民生部長、住民課長、福祉課長、環境生活課長、子育て健康支援課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時46分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、農業委員会を行います。

農業委員会事務局長、御苦労さまです。

それでは、予算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長。

○田中農業委員会事務局長 それでは、令和2年度、農業委員会に係る予算について、要求共通様式に基づいて御説明いたします。

予算書は94ページないし95ページになります。事業ナンバー1、事業予算名は、農業委員会費で、本年度予算額は958万3,000円でございます。

主な増減といたしましては旅費で、農業委員費用弁償105万6,000円の増、一般職員旅費4,000円の増、特別旅費7万円の増となり、113万円の増であります。

次に、需用費が燃料費3,000円の減、印刷製本費で印刷単価の減により2,000円の減となり、1,000円の減であります。

報酬、共済費、交際費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金の節につきましては、増減はございません。

また、特定財源については、資料に記載のとおりとなっております。

農業委員会活動促進事業交付金ですが850万円、前年度650万8,000円を見ておりました。199万2,000円の増でありました。合計897万8,000円の収入を見込んでおります。

このことから、一般財源につきましては60万5,000円、前年146万8,000円、86万3,000円の減となっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農業委員会に対する審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次に、経済部の審査を行います。

経済部長、農林水産課長、商工観光課長、都市住宅課長、土木課長、水道課長、水道課参事、御苦労さまです。

早速ですが、予算書及び提出資料に基づき、順次説明を願います。特別会計の説明もあわせてお願いいたします。

農林水産課長。

○川島農林水産課長 それでは、農林水産課所管の令和2年度予算説明をまいります。

共通様式ナンバー1、予算書94から97ページ。事業予算名、農業総務費になります。本年度予算額47万8,000円、10万1,000円の減額となっており、主な増減理由としては、昨年、当町で開催された全国リンゴ研究大会終了に伴う負担金の減分となっております。

特定財源はございません。

次に、共通様式ナンバー2、予算書96から97ページ。事業予算名、農政公用車管理費になります。本年度予算額23万4,000円、18万円の減額となっております。

特定財源はなし。

主な増減理由は、記載のとおりとなっております。

共通様式ナンバー3、予算書同ページ。事業予算名、農業支援対策事業費は、本年度予算額2億373万6,000円、前年度予算額619万3,000円で、1億9,754万3,000円の増額となっております。

特定財源、増減理由については記載のとおりですが、新規事業として、負担金、補助及び交付金、一番下の項目になります。中山間所得向上支

援事業2億円は、民間企業が酒蔵事業に取り組むもので、農林水産業の事業を活用する町経由の間接事業となっており、予算計上するものです。また、本事業にかかわる町の財源負担はございません。

事業内容につきましては、地元で生産される酒造好適米と地元名水である横津岳の伏流水を生かし、道南圏唯一となる日本酒製造販売施設を事業化し、地域資源の活用にかかわった商品をつくることで、特産品の創出、地域内雇用の創出、施設見学の受け入れなどを事業全体を通して、地域経済の活性化に貢献することと、広く七飯町の魅力を発信することを目的に、本事業を活用いたします。また、本事業は、本年5月より着工し、12月めどを完成で、本年産の酒米から試作販売を目指しております。

続きまして、共通様式ナンバー4、予算書同ページ。事業予算名は、経営所得安定対策直接支払推進事業費。本年度予算額522万2,000円、39万6,000円の減額となっております。

特定財源の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金473万2,000円を事務経費として受けて対応していきます。また、その特定財源から、七飯町地域農業再生協議会の事務費として、補助金147万1,000円を支出する予定です。

続きまして、共通様式ナンバー5、予算書同ページ。事業予算名が、土地改良総務費。昨年度同様の予算額39万1,000円を予算計上しております。

特定財源はなし。

事業内容については、記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー6、予算書96から99ページ。事業予算名、農業施設維持管理費は、予算額49万4,000円、30万6,000円の減額となっております。

特定財源、事業予算内容は、記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー7、98から99ページ。事業予算名、国営農業基盤整備事業費は、本年度予算額78万8,000円、8,000円の減

額となっております。

特定財源、事業予算内容は、記載のとおりです。

続きまして、共通様式ナンバー8、予算書同ページ。事業予算名、道営農業基盤整備事業費は、本年度予算額7,045万6,000円、前年度予算額8,930万1,000円で、1,884万5,000円の減額となっております。

特定財源、事業予算内容は、記載のとおりですが、ここでは、道営農業基盤整備事業の円滑な推進を図ることを目的に、工事請負費から各種負担金6項目について北海道と七飯町の事業計画に沿って整備を進めるものでございます。

続きまして、共通様式ナンバー9、予算書同ページ。事業予算名は、土地改良公用車管理費。昨年度同額の予算額30万8,000円で、特定財源なし、事業予算内容については記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー10、予算書98から101ページ。事業予算名、町営牧場運営費。本年度予算額1,328万1,000円、前年度が1,970万5,000円、642万4,000円の減額となっております。

主な減額理由としては、会計年度任用職員の関係と事業予算、昨年までありました町営牧場看視舎管理費の統合によるもので、特定財源、事業内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー11、予算書100から101ページ。事業予算名、町営牧場作業車管理費は、本年度274万7,000円、62万円の増額となっております。

特定財源はなしで、増額については、計画及び実績を勘案し、増額しております。下の備品購入費について、肥料まきのブロードキャスターを購入予定としております。

続きまして、共通様式ナンバー12、予算書100から103ページ、予算名は林業費です。本年度予算額252万4,000円、前年度予算額481万4,000円で、229万円の減額となっており、特定財源は記載のとおり、事業内容については、旅費から負担金、補助及び交付金まで、基本的に計画、実績を勘案して予算計上して

います。

ここでは、新規の予算づけとして、5項目あります。

一つ目は、役務費の森林整備市町村支援システム回線接続料8万2,000円は、北海道より個人情報セキュリティ対策の観点から移行推奨により実施するものであります。

続きまして、委託料の森林経営管理委託料47万3,000円は、個人の森林所有者に対し、現状と今後の経営管理に関する意向調査を行うものです。本年度は、全体が540名いますけれども、本年度は70名に対して委託を実施して、複数年で考えております。

次に、間伐材利用製品製作委託料13万2,000円になります。これは町有林間伐材の利活用を目的に、都市住宅課所管の都市公園に対して木製ベンチを設置していきたいと考えております。

続きまして、負担金のうち、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金の3万円は、今年度令和2年4月に旭川に開校する林業大学の学生に対し、各種実習授業の負担軽減を図るため負担金として助成するもので、当協議会の事務局は北海道造林協会となっております。

次に、木育活動支援補助金15万円になります。これは町内に在住する木育マスターを有効に活用するため、木育マスターなどが企画実施している木育活動のうち、町が推奨する木育事業を実施する場合に補助を交付していきたい考えであります。

続きまして、共通様式13、予算書102から103ページ。事業予算名は、町有林整備事業費。昨年同額の本年度予算額1,319万9,000円となっております。委託料は3本と負担金を予算計上しており、特定財源については、記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー14、予算書同ページ。事業予算名、水産業費でございます。この事業目的については、内水面の振興のためのもので、本年度予算額9万9,000円を予算計上しております。事業内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、最後になります共通様式ナンバー

15、予算書154ページから155ページ。事業予算名、農道等災害復旧事業でございます。これは緊急災害時に備えるための目的に、委託料、重機借り上げ料、原材料を平成30年度より当初予算計上させていただいております。

以上で、農林水産課所管分の説明を終わります。

○中川委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 それでは、私のほうからは提出いたしました特別委員会資料要求、共通様式に基づきまして御説明をさせていただきます。

ナンバー1、予算書ページ84ページから85ページ。事業予算名は、食品衛生費。本年度予算額は4万円、増減はございません。事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2、予算書ページ94ページから95ページ。事業予算名は労働諸費で、本年度予算額3,930万5,000円で、増減はございません。事業内容、歳入につきましては、記載のとおりでございます。

ナンバー3、予算書ページ102ページから105ページまで、事業予算名は商工振興費で、本年度予算額は2,683万7,000円で、増減は96万円の増となっております。

増減の主な理由といたしましては、負担金、補助及び交付金のうち、函館地域産業振興財団負担金が47万3,000円の増額、続きまして函館地域経済牽引事業促進協議会負担金は、従前は別事業であります企業誘致推進費の廃止により科目を変更したことによる増でございます。

続きまして、ナンバー4、予算書ページ104ページから105ページ。事業予算名は商工業経営安定支援事業費で、本年度予算額は3,617万1,000円で、増減は4,000円の減額となっております。事業の内容、歳入につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー5、予算書ページ104ページから105ページで、事業予算名は特産品PR事業費です。本年度予算額は108万4,000円で、増減は7万3,000円の減。事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー6、予算書ページ104ページから107ページまで、事業予算名はふるさと納税事業費で、本年度予算額2,056万7,000円で、増減は126万9,000円の減額でございます。

主な増減の内容といたしましては、需用費におきまして204万5,000円の増額、役務費の送料といたしまして333万円の減額、委託料のふるさと納税業務委託料におきまして125万9,000円の減額となっております。

その他内容、歳入につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー7、ページ数は106ページから107ページで、事業予算名は観光費。本年度予算額は2,908万7,000円で、増減は143万9,000円の減額となっております。

増減の主な内容につきましては、需用費におきまして37万3,000円の減額、そして負担金、補助及び交付金のうち、戊辰戦争終結150周年記念事業実行委員会負担金が全額減額となって53万円の減額となっております。

歳入、それから事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー8、予算書ページ106ページから109ページで、事業予算名は観光地整備管理費です。本年度予算額は195万3,000円で、増額は48万8,000円の減額。

主な増減の内容につきましては、委託料のうち、環境整備業務委託料で37万6,000円の減額となっております。

事業の内容、歳入につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー9、ページ数は108ページから109ページまで。事業予算名は国際交流プラザ指定管理費で、本年度予算額は1,944万3,000円、増減は38万3,000円の増額でございます。

事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー10、ページ数は108ページから109ページまで。事業予算名は道の駅指定管理費。本年度予算額は2,473万3,0

000円で、増減は144万3,000円の減額となっております。

事業の内容につきましては、記載のとおりでございます。

引き続きまして、令和2年度七飯町土地造成事業特別会計につきまして、予算書に基づきまして御説明をしたいと思います。

令和2年度七飯町土地造成事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ100万円であります。

まず、歳出につきまして、土地284ページをごらんください。

1款1項1目土地造成事業費は、造成地販売管理費で、予算額10万円、増減はございません。

続きまして、2款1項1目予備費は、予算額90万円、増減はございません。

次に、歳入につきまして、土地280ページにお戻りください。

1款1項1目財産貸付収入は、造成区画地等貸付収入で、予算額8万1,000円、9,000円の減額。固定資産評価額の改定に伴う減額であります。

2款1項1目繰越金は、前年度繰越金で91万9,000円、9,000円の増であります。

土地造成事業特別会計当初予算につきましての御説明は、以上でございます。

引き続きまして、予算審査特別委員会から要求されてございます追加要求資料について御説明をさせていただきます。

項目につきましては、2項目。

まず、1ページ目、ふるさと納税の返礼品と金額について、お礼の返礼品の商品名及び寄附金額を記載させていただいてございます。

次のページ、こちらは企業版ふるさと納税の概要についてでございます。

簡単に御説明をさせていただきます。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税につきましては、企業が寄附をしやすいように通常、法人関係税において3割を損金算入できるというのが従来のスタイルでございましたが、これにつきまして、さらにその3割を上積みして税額控除ができるというような制度で寄附を募ると

いうものでございます。そのほかに、寄附企業に対しては、経済的な見返りは禁止とされている。そのほか、寄附額は事業費の範囲内で行うというような制約がございます。

ページ下のほうに、制度活用の流れが表示されてございます。

こちらは、平成28年度から令和元年度までの措置でございました。

次のページになります。

こちらは、令和2年度に税制改正により企業版ふるさと納税の拡充延長となった事柄につきまして概要を説明する資料でございます。

主に改正のポイントとしましては、先ほど御説明いたしました税額控除が6割であったところを、これを引き上げまして、全体としまして9割に税の軽減効果を引き上げるものでございます。

さらに、各自治体がふるさと納税を受け入れる際に必要となる地域再生計画というものにつきまして、七飯町の地方版総合戦略の記載事項を抜粋・転記によって申請をすることが可能になりました。

そのほかにも、幾つかの改正点がございまして、このような形で地方創生の推進に寄与するための制度となっております。

追加提出資料につきましての御説明は、以上でございます。

全ての商工観光課の御説明については、以上でございます。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 それでは、令和2年度土木課の予算について御説明いたします。

資料1枚目、ナンバー1をお開き願います。予算書は108ページから109ページとなります。

8款1項1目土木総務費でございます。土木総務費は、久根別川樋門樋管管理に伴う費用と用地借上料、会議負担金と負担金で、予算要求額92万4,000円、前年度と比較し、1,000円減となっております。

歳入は記載のとおりとなっております。

次に、資料同ページ、ナンバー2、予算書108ページから111ページ。

土木作業車管理費は、土木車両15台の維持管理費で、予算要求額914万5,000円。前年度と比較し、338万5,000円減となっております。

主な増減の内訳は、冬期間の燃料費を補正対応としたことによる減などがございます。

次に、資料2枚目、ナンバー3をお開き願います。

予算書110ページから111ページ。車両センター管理費は、車両センターの維持管理に係る経費で、予算要求額94万5,000円、前年度と比較し、538万円減となっております。

主な増減の内訳は、屋根外壁の塗装工事が令和元年度で終了したため、減となっております。

次に、資料同ページ、ナンバー4、水防センター管理費は、水防センターの維持管理に係る経費で、予算要求額228万円、前年度と比較し51万円減となっております。

主な増減の内訳は、管理委託料で水防センターの開館時間変更により減となっております。

次に、資料3枚目、ナンバー5をお開き願います。

予算書では112ページから113ページとなります。8款2項1目道路橋りょう維持費でございます。道路橋りょう維持費は、町道及び橋梁の維持管理に係る経費で、予算要求額1,877万1,000円。前年度と比較し1,697万4,000円減となっております。

主な増減の内訳は、会計年度任用職員導入による事業科目移管で、給料、賃金、手当、共済費で1,867万円の減でございます。

歳入は、記載のとおりとなっております。

次に、資料4枚目、ナンバー6をお開き願います。

除排雪対策費は、町道及び町有施設の除雪に要する費用で、予算要求額1,506万4,000円、前年度と比較し6,358万円減となっております。

主な増減の内訳は、小型除雪ドーザー購入完了に伴い、備品購入費が皆減により4,290万円の減、会計年度任用職員導入による事業科目移管で、賃金、共済費で1,955万2,000円の

減、消雪用塩化カルシウム購入補正対応による減などがございます。

歳入は、記載のとおりとなっております。

次に、資料同ページ、ナンバー7をお開き願います。

予算書では112ページから115ページとなります。8款2項2目道路橋りょう新設改良費でございます。道路改良事務費は、補助事業等の申請、要望、打ち合わせのための旅費と、積算システムの使用料などの事務費で、予算要求額161万円、前年度と比較し17万6,000円減となっております。

主な増減の内訳は、全体的な経費の削減に取り組み、旅費や需用費の減などがございます。

次に、資料5枚目、予算書では114ページから115ページとなります。

ナンバー8、町道等単独改良事業は、町単独工事の実施で、予算要求額4,680万円、前年度と比較し850万円減となっております。

歳入は、記載のとおりとなっております。

次に、資料同ページ、ナンバー9、道路用地取得費は、今年度は用地購入や支障物件の補償の予定がなく、用地対策連絡協議会に係る経費で、予算要求額5万7,000円、前年度と比較し増減なしとなっております。

次に、資料6枚目、ナンバー10、道路工事連絡車管理費は、工事連絡車2台に係る経費で、予算要求額10万4,000円、前年度と比較し6万6,000円増となっております。

主な減額の内訳は、令和2年度は2台の工事連絡車の車検があり、夏タイヤの更新時期でもあり、増となっております。

次に、資料同ページ、ナンバー11、社会資本整備総合交付金事業費（道路）は、予算要求額3億4,800万円、前年度と比較し1億8,540万円増となっております。

内訳は、峠下2号線の改良に伴う委託料、工事請負費、用地購入費、補償費、飯田町8号線の改良に伴う工事請負費、橋りょう長寿命化に伴う点検、設計、負担金となっております。飯田町8号線は、今年度が最終年の予定ですが、峠下2号線の改良もあり、補助事業の内示次第で完成年次が

延びることもございます。

歳入は、記載のとおりとなっております。

次に、7枚目、ナンバー12、予算書114ページから117ページとなります。

8款3項1目河川費でございます。河川改良事務費は、河川事業に関する事務費で、予算要求額13万円、前年度と比較し8万円減となっております。

主な増減の内訳は、全体的な経費の削減に取り組み、減となっております。

次に、資料同ページ、ナンバー13、河川改良費は、町河川の維持管理費で、予算要求額3,129万9,000円、前年度と比較し1,000円減となっております。

歳入は、記載のとおりとなっております。

次に、資料8枚目、ナンバー14、予算書154ページから155ページとなります。

11款2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。道路橋りょう災害復旧費は、道路の災害復旧に要する費用で、予算要求額50万円、前年度と同額となっております。

内訳は、委託料と原材料費でございます。

次に、資料同ページ、ナンバー15、11款2項2目河川災害復旧費でございます。河川災害復旧費は、河川の災害復旧に要する費用で、予算要求額50万円、前年度と同額となっております。

内訳は、委託料と原材料費でございます。

要求資料の説明は以上でございます、引き続きまして、追加資料の説明をしたいと思います。

お配りしております、A4判2枚のペーパーとなります。

峠下2号線改良事業（新規事業）の目的、具体的場所、用地買収などの内容を読み上げて説明いたします。

目的につきましては、町道峠下2号線の道路改良事業は、基点部には平成24年9月に開業したラッキーピエロ峠下総本店、中間部にはパークゴルフ場、終点部の先には電源開発があります。終点部には、現在、建設予定であります温浴施設の入り口が予定されております。

平成27年以降、5年間で約20件程度の物損事故があり、平成28年2月には町のショベルが

損害賠償を伴う事故も発生しております。幸いにして、人身事故は記録されておきませんが、温浴施設の開業によって、大幅に交通事故が増大することが懸念されることから、拡幅工事を行い、事故の未然防止に努めることを目的とし、道路整備による利便性向上により、今後新たな企業の立地も期待されます。

道の駅エリアの発展と活性化のためには、いかにして利便性を高めて交流人口及び滞留時間を増大させることが経済波及効果が得られる。道の駅男爵ラウンジ、昆布館は、新道川の南側にあり、現在計画されている温浴施設は北側を予定している。新道川があることにより、道の駅エリアが南北で寸断されており、峠下2号線の改良事業とあわせ、新道川に連絡用通路をあわせて整備することにより、道の駅エリアが一体利用されることとなることから、各施設の相乗効果を図ることを目的とし、温浴施設の残りの土地利用もあわせて一体的なエリアの開発を期待するものであります。

具体的な場所につきましては、次ページの位置図をごらんください。峠下ラッキーピエロ総本店の入り口から電源開発に向かって360メートル程度の改良ということになります。

最後に、用地買収などの内容についてですが、令和2年度で設計から施工までを予定しております。詳細な内容は、設計業務の完了後に確定いたしますが、現在の計画では、用地買収は3,000平米で1,500万円、物件補償は5件で5,500万円、測量設計調査で2,100万円、本工事費は工事延長360メートル、幅員8メートルの車道に2.5メートルの歩道で1億500万円、合計で1億9,600万円を予定しております。

要求資料についての説明は、以上でございます。

○中川委員長 続いて、都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それでは、都市住宅課、令和2年度予算の内容につきまして、事業予算別に御説明申し上げます。

ナンバー1、予算書の108ページから111ページ。事業予算名は、建築指導費（指導）です。本年度予算額が28万3,000円、前年度

予算額が29万1,000円で、増減が8,000円の減です。

歳入につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー2、予算書の108ページから111ページ。建築指導費（営繕）になります。本年度予算額が66万5,000円、前年度予算額が69万2,000円、増減が2万7,000円の減です。

主な増減の理由ですが、消耗品として、現場管理用ヘルメット及びフルハーネス代の増、参考図書購入費は減、合わせて1万3,000円の増、使用料及び賃借料として工事積算単価料の利用料は消費税増税により増、営繕積算システム利用料は単価登録システムが内訳書作成システムに組み込まれたことにより、その利用料が4万3,000円の減ということで、事業合計で2万7,000円の減であります。

続きまして、ナンバー3に入ります。

予算書ページの108ページから113ページ、建築指導車管理費になります。本年度予算額が25万9,000円、前年度予算額が11万5,000円、増減が14万4,000円の増であります。

主な増減の理由ですが、消耗品で夏タイヤの購入費として4万2,000円の増、また車検の年であることから、修繕料、役務費、公課費の増で、合計14万4,000円の増額であります。

続きまして、ナンバー4になります。

予算書の116ページから117ページ、都市計画総務費になります。本年度予算額が331万8,000円、前年度予算額が495万2,000円、増減が163万4,000円の減でございます。

主な増減の理由ですが、令和元年度より2カ年で策定しております七飯町都市計画マスタープラン等の策定に係る経費として、委託料の減が主なもので、合計163万4,000円の減でございます。

歳入につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー5、予算書116ページ

から117ページ、社会資本整備総合交付金事業費（都市再生）になります。本年度の予算額がゼロということで、前年度の予算額が1,858万3,000円で、皆減でございます。

本事業は、峠下地区都市再生整備計画の補助事業として認められていたもので、令和元年度に事業を全て終了したものでございます。

続きまして、ナンバー6になります。予算書116から117ページの集約都市形成支援事業費になります。本年度予算額が722万7,000円、前年度予算額がゼロ円、全て増です。

この集約都市形成支援事業ですが、平成26年8月に施行された改正都市再生特別措置法において、立地適正化計画の策定が位置づけられたものでございます。

立地適正化計画とは、公共施設、医療、福祉、商業施設等がまとまって立地し、住民が公共交通により生活利便性施設にアクセスできるなど、福祉や交通も含めて都市全体の集約と公共交通の充実等により持続可能な都市を目指す計画でございます。

策定の背景と目的でございますが、人口減少や厳しい財政状況のもとで、医療、福祉、商業など生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能とするため、都市機能・居住機能の集積、公共施設の適切な配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります。そのため、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる七飯町立地適正化計画を策定するものでございます。

策定の範囲でございますが、都市再生特別措置法第81条の規定により、町内の都市計画区域内となります。

この計画につきましては、今後、関係課長で構成する庁内策定委員会や都市計画審議会などで御意見をいただき、また、住民説明会の開催やパブリックコメントなどで住民の意見を取り入れながら策定してまいりたいというふうに考えてございます。

歳入につきましては、記載のとおりになってございます。

続きまして、ナンバー7、予算書116ページから119ページ、公園整備管理費になります。本年度予算額が2,426万7,000円、前年度予算額が2,062万4,000円、増減が364万3,000円の増です。

主な増減理由ですが、需用費として、公園遊具の修繕料は一部改修工事として予算計上したため前年度より100万円の減、工事請負費について総合公園広場中央にある階段をコンクリート製の手すりつきにすることで利用者の利便性や安全性を確保するための改修、また、都市公園の遊具については劣化が進む遊具について都市公園の4カ所を改修工事するため、工事請負費として474万7,000円の増、事業合計で389万6,000円の増となっております。

歳入につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー8、予算書116ページから119ページ、公園整備連絡車管理費になります。本年度予算額が19万6,000円、前年度予算額が21万7,000円、増減が2万1,000円の減です。

主な増減理由ですが、消耗品で夏タイヤ購入費として3万8,000円の増、また、本年度は車検がありませんので修繕費、役務費、公課費の減、事業合計で2万1,000円の減額でございます。

続きまして、ナンバー9、予算書の116ページから119ページ、都市環境整備費になります。本年度予算額が774万2,000円、前年度予算額947万3,000円、増減が173万1,000円の減でございます。

主な増減理由でございますが、工事請負費で本町地区環境整備工事として本年度実施を延期したため239万8,000円の減、大川地区環境整備工事は61万3,000円の増、合計で173万1,000円の減になります。

歳入については、記載のとおりであります。

続きまして、ナンバー10、予算書ページの118ページから121ページ、公営住宅管理費になります。本年度予算額が1,169万3,000円、前年度予算額が1,360万3,000円、増

減が191万円の減です。

主な増減理由ですが、役務費で建物の火災保険の保険会社を変更したことにより保険料の減、工事請負費で団地内補修工事の見込み減により100万円の減、合計で191万円の減となります。

歳入については、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー11、予算書ページの118ページから121ページ、社会資本整備総合交付金事業費（公住）になります。本年度予算額が1億7,038万1,000円、前年度予算額が2,120万7,000円、増減が1億4,917万4,000円の増です。

主な増減理由ですが、七飯町営住宅長寿命化計画に沿って毎年実施しております冬トピア団地の長寿命化の改修、10棟中8棟目になりますが、その委託料として434万9,000円の増、本町上台団地の調査設計委託料は令和元年度完成により1,411万4,000円の減、工事請負費としては冬トピア団地長寿命化改修工事分として1億6,603万2,000円の増、令和元年度に完成した冬トピア団地集会所の屋上防水改修工事として709万3,000円の減、合計で1億4,917万4,000円の増でございます。

歳入については、記載のとおりとなっております。

以上、簡単ですが都市住宅課分の説明を終わります。

○中川委員長 水道課長。

○笠原水道課長 それでは、令和2年度七飯町水道事業会計予算について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議案の説明となります。令和2年度七飯町公営企業会計予算書の1ページ目をお開き願います。薄いほうの予算書になります。

議案の第1条でございますが、令和2年度七飯町水道事業会計の予算を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、令和2年度の業務の予定量を定めたものです。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入では、第1款水道事業収益は

5億2,080万円で、うち第1項営業収益は4億3,900万9,000円で、前年度と比較して903万9,000円の減、第2項営業外収益は8,179万1,000円で、前年度と比較して116万1,000円の減となっております。

支出では、第1款水道事業費用は4億5,230万円で、うち第1項営業費用は4億985万8,000円で、前年度と比較して1,454万7,000円の減、第2項営業外費用は4,162万2,000円で、前年度と比較して1,098万2,000円の減となっております。

その他の支出は、記載のとおりとなっております。

第4条については、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、次のページでございますが、収入では、第1款資本的収入は2億7,990万円で、うち第1項企業債は2億6,890万円、前年度と比較して6,290万円の増、第2項長期前受金は1,100万円で、前年度と比較して400万円の増。

支出では、第1款資本的支出は4億5,850万円で、うち第1項建設改良費は3億1,428万6,000円で、前年度と比較して6,186万5,000円の増、第2項企業債償還金は1億4,281万4,000円で、前年度と比較して123万5,000円の増となっております。

支出に対して収入の不足額1億7,860万円につきましては、損益勘定留保資金などの補填財源により補填するものとなっております。

次に、第5条は、令和3年度に検定満期を迎える水道メーターの購入について、債務負担行為を設定して令和2年度中に取得するもので、限度額を4,320万2,000円とし、支払い年度を令和3年度と定めるものがございます。

次に、第6条は、令和2年度の企業債の発行額について、表のとおり12事業の限度額を2億6,890万円と定めるもので、起債の方法、借入利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次のページの第7条は、一時借入金の限度額を5,000万円として、次の第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる範囲

を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員人件費がこれにより記載のとおりとなっております。

次のページの第10条は、一般会計から水道事業会計への補助金を定めたもので、繰出金の基準として算定されるものがこれに当たり、記載のとおりとなっております。

最後の11条は、たな卸資産購入限度額を66万円と定めるものでございます。

続いて、次のページから22ページまでは、水道事業会計予算に関する説明書となっており、財務表、予定キャッシュ・フロー計算書、予算に関する注記など掲載しておりますが、説明については省略させていただきます。

23ページからの事業予算の説明になりますが、こちらにつきましては、事前に提出をしております共通様式で説明させていただきます。

なお、水道事業会計は、事業別予算とはなっておりませんので、目ごとの説明となっております。よろしく願いいたします。

まず、3条予算の説明でございます。

ナンバー1の予算書25ページの1款1項1目原水及び浄水費は4,079万円を計上しており、前年と比較して99万4,000円の減となっております。

主な増減理由は、修繕費の電気機械計装設備の修繕工事の減となっており、特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2の予算書26から27ページの2目配水及び給水費は、7,731万円を計上しており、前年と比較して650万6,000円の減でございます。

増減の主な理由としましては修繕費で、電気機械計装設備修繕工事の減となっております。

なお、特定財源につきましては、記載のとおりでございます。

ナンバー3の予算書27ページの3目受託工事費は、1万1,000円を計上しており、前年度と同額となっております。

特定財源については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー4の予算書27から28ページの4目業務費は、水道料金の調定、集金及び検針の業務に要する経費で3,709万6,000円を計上しております。前年と比較して1,824万2,000円の減でございます。

主な増減の理由としましては、職員給与費などの人件費で、今年度下水道事業会計に1名分を移行したための減となっております。

ナンバー5の予算書28から29ページの5目総係費は、2,370万4,000円を計上しており、前年度と比較して580万円の減となっております。

主な増減の理由は、こちらも職員給与費などの人件費を、今年度下水道事業会計に1名分を移行したための減となっております。

特定財源については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー6の予算書29ページの6目減価償却費は2億2,309万5,000円を計上しており、前年度と比較して1,430万3,000円の増となっております。

主な増減の理由は、構築物、機械及び装置で、償却資産の増となっております。

特定財源については、記載のとおりでございます。

ナンバー7の同じく予算書29ページの7目資産減耗費は784万2,000円を計上しており、前年と比較して269万2,000円の増でございます。

主な増減の理由としましては、構築物、機械及び装置で、除却対象資産の増となっております。

次に、ナンバー8の予算書30ページの8目その他営業費用は1万円を計上しており、前年度と同額となっており、特定財源は記載のとおりでございます。

ナンバー9の同じく予算書30ページの2項1目支払利息は4,162万2,000円を計上しており、前年度と比較して281万8,000円の減となっております。

主な増減の理由としましては、企業債利息償還金の減となっております。

なお、特定財源については、記載のとおりでござ

ざいます。

次に、ナンバー10の同じく予算書30ページの2目消費税等納付金は、本年度納付予定がないため、予算計上はなしとなっております。

ナンバー11の同じく予算書30ページの3項1目過年度損益修正損は22万円を計上しており、前年度と同額となっております。

次に、4条予算の資本的支出の説明となりますが、ナンバー12になります。

予算書32から33ページの1款1項1目水道施設費は3億1,428万6,000円計上しており、前年と比較して6,186万5,000円の増となっております。

主な増減の理由としましては委託料で、JR横断配水管布設替工事に伴う地質調査、鳴川地区水源開発実施設計、水道管移設実施設計委託料などの増、建設改良費では、水道施設中央監視装置更新、鳴川地区深井戸水源掘削、大中山地区老朽管布設替工事などの増となっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

ナンバー13の予算書33ページ2項1目企業債償還金は1億4,281万4,000円を計上しており、前年と比較して123万5,000円の増となっております。

以上、簡単ではございますが令和2年度七飯町水道事業会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○中川委員長 水道課参事。

○青山水道課参事 それでは、次に、令和2年度七飯町下水道事業会計予算について、私から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

早速ですが、時間の制約もあり、こちらの説明資料を事前にお配りしているとのことですので、特に増減が大きいもの、特に説明を要するものに限り御説明したいと思いますので、御了承願います。

お手元の予算審査特別委員会に提出しました資料の下水道事業会計予算、法適用後の資料になります。

初めのページをお開き願います。

最初に、(1)の令和2年度七飯町下水道事業会計当初予算説明資料としまして、資料の上段に

小さい文字で記載しておりますが、こちらの資料は、令和2年度より七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行したことで、これまでの特別会計予算から企業会計予算での編成となり、今年度、令和2年度の企業会計予算と前年度、平成31年度の特別会計予算では、単純に予算を比較することができないため、これを比較できるように予算額を置きかえた資料となります。

こちらの資料は、従前の特別会計予算の編成金額となりますが、全体で歳入歳出ともに令和2年度の当初予算額は8億1,010万円で、前年度と比較して9,190万円の減、率で10.2%の減少となっております。

内訳では、上段の歳入の2款下水道使用料は、4%の増加を見込み3億7,912万6,000円。6款一般会計からの繰入金は3億5,669万5,000円で、前年度と比較して5,361万3,000円の大幅な減となっております。

次に、下段の歳出では、1款1項の下水道事業費で1億3,931万8,000円、比較、三角の5,862万7,000円の減。2項下水道管理費は、ほぼ同額の2億876万7,000円。2款公債費は、元金利子の合計で4億6,001万5,000円を計上しており、資金収支ベースでの予算額は、前年度と比較して9,190万円の減となっております。

次に、この当初予算額を企業会計予算額に組み替える必要がございますが、この表の右側に企業会計予算にするための置きかえ項目を簡単に記載しております。

こちらの内容につきましては、後ほど御確認していただきたいと思いますが、企業会計予算ではこの組み替えた予算額に現金のやりとりが発生しない項目、例えば減価償却費や引当金などを計上することとなり、これを加えたものが次の表となります。

次のページの(2)当初予算総括表となります。

左側に3条予算、4条予算の歳入を、右側に同じく3条予算、4条予算の歳出を記載しており、表中の太線の枠で囲った欄が、非現金収支を加え

た令和2年度の当初予算額、本予算となり、その右側は、先ほど最初のページで説明した置きかえ予算額となります。

ここでの予算説明は省略させていただきますが、この資料の下段に、七飯町下水道事業会計当初予算規模を記載した表があります。非現金収支の予算額を加えたことで、収入総額は前年度と比較して1億1,960万円の増、支出総額も同じく前年度と比較して3億2,760万円の増となります。

続いて、共通様式となります。

予算審査特別委員会資料とありますが、最初に、下水道事業会計は事業別予算とはなっておりませんので、目ごとにこの資料を作成しており、前年度の予算額は、平成31年度は特別会計でしたので、本来であればゼロと記入するべきところ、先ほど説明した置きかえ予算額を用いて比較をしております。

また、事業目的については、生活環境の向上及び公共用水域水質保全に資するため下水道事業を実施しておりますので、全ての項目において同じ記述をしており、さらにそれぞれの支出科目の増減理由については、この説明資料に記載しておりますので、申しわけありませんがここでの説明は省略させていただきます。

それでは、最初に、ナンバー1、こちらの予算書では59ページの処理場費は、大沼下水浄化センターの維持管理に要する費用を計上しており、主に浄化センターの管理業務委託料、施設修繕費などの支出科目で、予算額は9,098万8,000円、比較で1,065万4,000円の増となります。

次に、ナンバー2の管渠費は、下水道本管の維持管理に要する費用を計上しており、主に職員2名分の人件費、管路調査清掃業務委託料、汚水管渠修繕料などの支出科目で、予算額は3,218万2,000円、比較で45万2,000円の増となります。

2ページ目に移りまして、次に、ナンバー3、予算書は60ページの流域下水道管理費は、2市1町で構成する函館湾流域下水道事務組合に対する管理運営負担金を計上しており、函館湾浄化セ

ンターにおいて七飯処理機から流入する汚水の処理費用の負担が主なものとなります。予算額は9,330万2,000円、比較で455万2,000円の増となります。

次に、ナンバー4の業務費は、下水道使用料の賦課及び徴収業務に要する費用を計上しており、主に職員1名分の人件費、賦課徴収事務費、料金収納手数料などの支出科目で、予算額は2,362万3,000円、比較で585万6,000円の増となります。

3ページ目に移りまして、次に、ナンバー5、予算書は61ページの総係費は、下水道事業活動全般に要する費用を計上しており、主に職員1名分の人件費、経営審議会開催経費、庁舎使用の費用負担などの支出科目で、予算額は875万3,000円、比較で1,238万7,000円の減となります。

次に、ナンバー6、予算書は63ページの減価償却費は、地方公営企業法施行規則の規定による固定資産の償却額を計上する項目で、有形固定資産の法適用開始時の帳簿価格を96億8,771万1,000円と予定しており、これに対する当年度の減価償却費は3億7,761万2,000円と見込み、さらに無形固定資産の法適用開始時の帳簿価格は5億9,839万円と予定し、これに対する当年度の減価償却費は3,126万3,000円と見込んでおります。

4ページ目に移りまして、次に、ナンバー7の資産減耗費は、有形固定資産の除却損、または廃棄損及び撤去費を計上する項目で、資産の更新に伴い発生する除却費を年度末の整理予算段階で確定し、補正予算に計上して対応することとしているため、当初予算では項目の頭出し分として3,000円を計上しております。

次に、ナンバー8の支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債他会計借入金及び一時借入金等に対する利息のほか、企業債の元利償還を支払う手数料などを計上する項目で、予算額は5,603万9,000円、比較で943万9,000円の減となります。

次に、ナンバー9の雑支出は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用

以外の費用を計上する項目で、企業会計内事業間調整交付金、下水道使用料過誤納返還金、国庫支出金等返還金の支出科目となり、予算額は610万6,000円、比較で600万6,000円の増となります。

5ページ目に移りまして、次に、ナンバー10の消費税及び地方消費税は、主に下水道使用料などの課税売上額に占める消費税及び地方消費税を納付する項目で、令和2年度から発生主義による消費税の計算方法に切りかわることで、予算額は2,058万3,000円、比較で1,611万8,000円と大幅な減となっております。

次に、ナンバー11、予算書は64ページの過年度損益修正損は、前年度以前の損益の修正で、過年度に収納した下水道使用料の過誤納による還付金20万円を計上しております。

次に、ナンバー12のその他特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失を計上する項目で、公営企業会計移行初年度は、過年度に起因する引当金、これは賞与引当金と貸倒引当金がありますが、これを計上しており、予算額は374万6,000円となります。

6ページ目に移りまして、次に、4条予算の資本的支出の説明となります。

ナンバー13、予算書は67ページの処理場建設費は、大沼下水浄化センターの設備更新等に要する事業費を計上しており、令和2年度は補助基本額の減少などから、予算額は2,300万円、比較で4,300万円と大幅な減となっております。

こちらの増減理由につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、ナンバー14の管渠整備費は、下水道管渠及びマンホールポンプの施設整備に要する事業費を計上しており、令和2年度は補助事業500万円に単独事業2,573万円の合計3,073万円を計上しております。補助事業として令和2年度は大川地区大川ローソン国道5号下の未普及地域の整備を進めることとしております。

7ページ目に移りまして、次に、ナンバー15の流域下水道事業費は、函館湾浄化センターの設備更新等に要する事業費を計上しており、令和2

年度は、ナンバー3、汚泥脱水機の設備更新、1系水処理等の更新工事に七飯町負担分として2,383万3,000円を計上しております。

次に、ナンバー16の資産取得費は、主に管渠の維持管理に必要な器械器具、浄化センターの水質試験及び測定機器など、1件10万円以上の備品の取得に要する費用の地上権設定等の無形固定資産の取得に要する費用を計上しております。

令和2年度は、有形固定資産の取得費として大沼下水浄化センター水質試験予備品の購入に66万1,000円、無形固定資産の取得費として補助事業管渠の整備に要する地上権の設定費に100万円を計上しております。

次に、ナンバー17、予算書は68ページの企業債償還金は、下水道管路施設及び処理場の建設、または改築更新に要する資金に充てるため、国または銀行などから長期で借り入れた企業債の償還金で、令和2年度は4億397万6,000円を計上しており、前年度と比較して2,801万7,000円の減であります。

企業債の元金償還金については、平成20年度の約7億円の償還額をピークに年々減少しておりまして、次年度以降も引き続き減少する見込みとなっております。

資料は、最後のページとなります。

次に、ナンバー18の予備費となります。予備費を計上した金額の設定方法については、資料に記載のとおりでございますが、営業費用から非現金支出の減価償却費と資産減耗費を除いた現金支払ベースでの100分の1程度の金額を設定しており、総額で200万円をそれぞれ3条予算に60万円、4条予算に140万円を計上しております。

最後の調書となります。

一般会計から下水道事業会計への繰出金となります。

こちらは、別冊の各会計予算書の118ページ、119ページに記載されておりますが、下水道事業会計繰出金は、普通交付税に参入される下水道費のうち、下水道事業会計の元利償還金及び運営費の一部に対し、一般会計が負担する経費を繰出金として支出するもので、令和2年度は3億

5,669万5,000円を計上しており、前年度と比較して5,361万3,000円の大幅な減となっております。

下水道事業会計の繰出金については、企業債償還金の減少に伴って、同様に減少してきますので、次年度以降も引き続き減少する見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度七飯町下水道事業会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中川委員長 ありがとうございます。

3時30分まで休憩いたします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時29分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、各課ごとに質疑を行います。

まず、農林水産課の質疑を行います。

神崎委員。

○神崎委員 ナンバー12をお願いします。その負担金、補助及び交付金のところで、木育活動支援補助金ということで、説明は少しありましたけれども、もうちょっと詳しく、対象者とか、内容を少し教えていただきたいなと思います。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまの質問になりますけれども、木育活動支援補助金15万円、これについては、今年初めての新規事業で取り組むものになっております。

内容につきましては、町内に木育活動をする町民が15人います。その在住する木育マスターを有効に活用するため、町内の木育マスター15人が、各組織がそれぞれあるのですけれども、町が推奨する木育事業の内容と合致したものに対して、その団体に15万円を補助する考えであります。

以上です。

○中川委員長 神崎委員。

○神崎委員 事業の内容、もしわかれば。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 事業内容になりますけれども、簡易的な木工製品、それは町の間伐材とか、そういうものを利用したり、あと、大沼にあります森林公園で、町内の町民に限らず募集をかけて、木工製品なり、森林公園の散策、木の役割とか、そういう歴史を参加者に指導というか、学習をさせていきたいというふうに考えております。

回数的には、春、夏、秋、冬の4回を考えておりまして、本来であれば、4月の広報に載せるつもりでしたけれども、コロナの関係で、このままだいけば5月の広報で募集をして、事業精査して補助金を交付していきたいと考えております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 ナンバー3の農業支援対策事業費の一番最後のところの中山間所得向上支援事業補助金2億円について、これの全体像をもう少し詳しく説明してほしいというか、本来、資料請求しようかなと思っていただけなのですが。

町が窓口で申請するというか、計画をつくって出して、承認を受けて、それでお金を国からもらって、それを事業者に渡すという流れなのかなと思うのですが、その計画というのは、もう既に出されて承認をもらっているものなのかどうかということと、その中で、ここの従業員が何人ぐらいになるのかとか、原材料は七飯の米を全部100%なのかどうかということ。

先ほどの説明では、町の財政負担はないと。確かに、金はないかもしれないのですが、管理責任だとか監督責任だとか、この事業が今後どうなるかによって七飯町の責任とか、何かその辺は発生することはないのかどうか、そういうところで、この事業の、国の制度なのでしょうけれども、もう少し詳しくわかれば教えていただきたいなと思うのですが。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまの酒蔵の関係の事業の詳細について説明します。

今、質問にありました計画書については、この事業自体の場所は決まっていませんでしたけれども、相談としては2年くらい前からあって、その

中で、農林水産省なり経産省の事業がないかというのを探した中で、農林水産省のほうの今取り組む中山間の事業が該当になるということで、七飯町として計画書を立てなければならないという中で、この酒蔵については、実際、町内の農家で酒米をつくっている生産者はいないのですけれども、この計画書をつくるときに、当初であれば、町内農業者5名の方が6ヘクタールを計画して、中山間事業自体は、最終的に令和4年までに18ヘクタールの面積が目標になっておりまして、生産者自体は、今後、行政主導というよりは、やはり企業が直接生産者と協力し合って築いていかなければなりませんので、その辺はフォローしながら、18ヘクタール目指して取り組んでいきたいなと思っています。

雇用については、基本的には杜氏、酒をつくる技術的な人は町内にいませんので、その辺は町外の道内道外から、民間主導のものなので、杜氏の方は1人確保したということは聞いておりますけれども、それ以外の雇用については、通年雇用6名、繁忙期については臨時を2名、現在のところ計画しております。基本的には、業者のほうから町内で人材確保をしていきたいという報告を受けています。

以上です。（発言する者あり）

事業の責任の部分については、国、道、また町、そして生産部門については普及センターの毎年実施報告というのですか、そういう企業に対してのケアというか、そういう点検はありますので、それは毎年、令和4年まで基本的には指導部門として残っていく形になっております。

以上です。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 この2億円というのは、国からの現金給付みたいな感じに企業に対してはなるのですか。

それと、町としては、計画を出した事業が今年度どうだったかという報告書を出すような義務だけということではよろしいのですか。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 この2億円の補助金については、事業自体が直接事業なり間接事業なりある

のですけれども、事業の要綱自体が間接事業で、道、七飯町を經由して企業に払う事業の要綱になっておりますので、事業費としては5億6,000万円ですけれども、そのうち補助事業の対象事業としては大体4億円、そして、そのうちの半分の2億円ほどが国から道、道から七飯町に来て、七飯から業者のほうに補助金としていく。

計画書については、もう事前にヒアリングは受けておりまして、普通であれば、令和2年度の当初予算で申請時期に来ているのですけれども、このコロナの関係でずれて、3月末もしくは4月に本申請のような形で、計画書または事業の本申請については3月末もしくは4月で申請して、5月以降の着工を目掛けております。

計画書の中身については、今は6ヘクタール、最終的には18ヘクタールを計画しておりますけれども、年度年度で計画の変更は、道と協議しながら、計画変更は可能というふうになっております。

以上です。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、ふるさと融資とか何かと違って、転貸するとか、そういうような扱いはなくて、町が一旦金を受けて、それを事業の進捗支払いに合わせて、変な流用をしないかどうか含めて、貸し付けというか、渡す責任とか、そういうことだけで終わる。

道のほうは、また支援するという話があるのですけれども、それは町は一切関係ないということになるのですか。今回の予算には載っていないのですけれども。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ふるさと融資とはまた別で、あくまでも町は計画書をつくって、企業に対して指導というものは、あくまでも生産に対して施設が稼働するとか、生産量が少なかった場合、販路拡大に対してどういうふうにしていくかというのは、町だけではなくて、道の関係機関も含めて、常に令和4年までは指導期間として事業は進めていくと。毎年、年度ごとに事業報告を国に出して、いいか悪いかという形で結果は来るということになっております。

以上です。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 補助金の関係ですけれども、あくまで国からの補助金でございますので、課長が答弁したとおり、国から道、道から町、町から事業者というふうになりますので、町のほうからはふるさと融資とかと違って、これは補助金で交付で終わりというふうになりますので、あとの対応としましては、課長が答弁したとおり、3年間は北海道との連携をとりながら国のほうに報告をして、国の指示を受けるというようなこともあり得るかとは思いますが、そういうような手順で進んでいくということで御理解いただきたいと思えます。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 よくわかりました。

それで、この事業に対して、町も期待して応援していくような形で、支援していくというような施政方針にもなっていたので内容はわかるのですが、もし仮に、この事業が、あくまでも企業なので、うまくいかないかというようなことがあったとしても、町としてはいろいろ応援したりするのでしょうか、そこでの責任とか、この事業の補助金を受けたことに対する町の責任のようなものは発生しないということでしょうか。監督が甘いかどうか、そういうようなことは大丈夫なのでしょうか。

○中川委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまの質問ですけれども、あくまでも事業撤退ありきで事業は進めておりませんので、そういう状況があった場合は、常にバックアップというものは町なり道の機関を経て、生産者に対しては普及センターが入って指導を徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農林水産課に対する審査を終了いたします。

次に、商工観光課の一般会計について質疑を行

います。

上野委員。

○上野委員 ナンバー6、ふるさと納税に関してなのですが、資料を出していただきましてありがとうございます。非常にわかりやすい資料でした。

それで、従来、ふるさと納税に関しては、七飯町も実施してきましたけれども、国からの指導もありまして、返礼品の枠といいますか、返礼品についても地場産品という制限がきちんと評価された。それから、寄附金の金額に対する返礼品の割合といいますか、これについても国のほうからの指導があって、変更されてきていると思うのですが、そのことについて若干説明していただきたい。

それから、今回、企業版ふるさと納税という形で、新しい納税の取り組みがされるということなのですが、これに関しては、かなり従来のふるさと納税に比べると大口での寄附金、そして寄附する事業者についても非常に有利な制度になっていますので、自治体としては、お金を集める寄附金としては非常に有効というか、期待の持てる取り組みではないかと思うのですが、それに関連しては、基本的に自治体が地域再生計画というものを立てて、それに対して企業に賛同いただいて、そして寄附してもらおうということになるわけなのですよね。

そうしましたら、今年度の計画でふるさと納税を掲げているということは、町自体がそうした地方再生計画を具体的に掲げて提示しなければならないということになるわけですが、その辺についてちょっとお答えいただきたい。

○中川委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 では、ただいまの御質問に御回答してまいりたいと思えます。

まず、一般のふるさと納税につきましては、皆様御存じのとおり、寄附金額の3割を上限として、その土地の特産品とか、そういったものを返礼品に用いることが可能だよという制度でございます。

追加提出させていただきました要求資料に、現在、今まで取り扱ってきた商品というものを列記

させていただいております。3割という制限の中、七飯町にも数多くの特産品がございますので、ごらんとおり、さまざまな特産品を返礼品として用意しているところでございます。

私どもの新たな取り組みといたしましては、お客様のニーズというものもございますので、例えば、こちらの夢水氣のところ、定期便というような形で、41番の項目になりますが、夢水氣の定期便は24本入りを3回に分けてお送りするというような形で、例えばストックしていると大変かさばるとか、それから、常に新しい新鮮なものをいただきたいというようなニーズに応える形で今年度設定したところでありまして、こちらのほうも非常に好評をいただいているところでございます。

そのほか、農業関係も、例えば上から4番のトウモロコシ、こちらは時期とか収量にもよりますが、その季節季節に応じて七飯町の農業の特産品を御紹介していくという形で取り組んでいるところでございます。

こういったように、いろいろな特産品だけではなくて、例えば宿泊券だとか、それからスキー場のリフト券とか、そういったいろいろな七飯町らしいところをPRしていくために、これからも返礼品のラインナップの強化に努めてまいりたいと思っております。

それと、企業版ふるさと納税に関してですが、同じく追加提出資料のふるさと納税の概要というところは、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成28年度から令和元年度、いわゆる今の3月31日までの措置で実施されているものでありまして、こちらにつきましては、七飯町が地域再生計画を既に作成しております。これについては、七飯町の道の駅事業をこの計画として御紹介して、それに賛同いただいた企業から御寄附をいただくというような形で進んでおります。

そして、説明で、次年度、令和2年度からはこういったところの手続が非常に緩和されます。国としても企業版ふるさと納税が一般のふるさと納税に比べて非常に利用が少ないというところを懸念しております。さらに、そういった企業が多くこの企業版ふるさと納税に参加していただくこと

によって、その地域の地方再生の推進、人口減少を食い止める活性化につながるというような仕組みを考えているところでございます。

七飯町におきましても、ただいま第2期の地方版総合戦略の策定を進めているところでありまして、こちらの中の事業項目について地域再生計画に盛り込みやすくしたというような形でございます。当然、七飯町の総合戦略が策定されましたら、そちらを活用して、広く七飯町が実施している事業をPRしまして、そちらに御賛同いただいた企業の方々に企業版ふるさと納税制度を活用していただきたいというような思いでございます。

今後、私ども商工観光課はじめ、ほかの課もそうなのですけれども、あらゆるところで七飯町以外に本社を持つ事業所に対しまして、七飯町の魅力と七飯町が取り組んでいる事業について御説明を申し上げて、ぜひ御賛同くださいというような働きかけを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 説明いただいて、よくわかったのですけれども、総合戦略作成中だというような感じに今とれたのですけれども、今年度からのふるさと納税でも、特に企業版に関して、具体的な計画と申しますか、事業計画というのが目に見える形での計画というのは、まだできていないということなのでしょうか。その辺についてもう少しわかるように。

○中川委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 私どもの所管ではございませんが、総合戦略につきましては、現在、七飯町のホームページでもパブリックコメントの募集中でございます。そういったような、今は状況であるということでございます。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 ナンバー4、商工業経営安定支援事業のところなのですけれども、貸し付けが3,500万1,000円ですか、こういう予算を持っているのですけれども、今回は御存じのように新型コロナウイルスというものに商工業者の方が非

常に苦しめられているということを担当課も十分知っていると思うのですけれども、特にこういった貸し付けのほかに、何か救済というのかな、そういったものを町のほうでは今用意されているのかどうか。もし、用意されているものだったら、またそれをお話しいたきたいと思うのです。

まず、ここに貸し付けの場合は元利収入とありますから、ここを見れば、貸し付けに当たって利息をとると。ところが今、よそのほうを見ますと、自治体なんかでも無利子で貸し付けるというのかな、無担保、そういう貸し付けの方法が、結構、耳にするのですよ。

そういった場合に、町のほうでは、事態を救済するために少しでもそういう人かたに役に立つものはないかということでお話しいたきたいと思うのですけれども。

○中川委員長 畑中委員の質問だったのですけれども、あくまでも、これは商工業経営安定資金の融資保証制度の予算になっていますので、今回の新型コロナウイルスの関連とは関係ない予算になっていますので、新型コロナウイルスに関連するようなことであれば、この予算書での審議ではなくて、町長総括だとか、そういうところでやったほうがいいと思うのですけれども、そういう形でよろしいですか。

ほかに。

副委員長。

○横田副委員長 先ほどのナンバー6のふるさと納税の件なのですけれども、この割合は総務費で寄附金が3,000万円と歳入で組んであるのですけれども、この中に企業版ふるさと納税の分というのはどのくらいあるのかというのと。

今は、3割程度のものにしてくださいよということになれば、消耗品費の部分で1,305万円ということになれば30%とすると4,350万円というふうになるのですよね。だから、金額が本当に3割なのか、3割でないのかというのが、どういう出し方をしたのかというのがちょっとわからないので、そここのところの説明をしていただきたいということと。

先ほど聞いた企業版のふるさと納税というのは返礼品なしだよというふう聞いていますのですけ

れども、返礼品なしということになれば、この3,000万円の予算の中にどのくらい組んでいるのかという、この2点をお願いします。

○中川委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 まず、企業版のふるさと納税の歳入につきましては、こちらには計上になってございません。まず、そこが1点です。

返礼品の需用費の金額が3,000万円とそごがあるのではないかとということなのですが、こちらの歳出の考え方につきましては、実は七飯町のふるさと納税に関しましては大きく二つのポータルサイトを利用しているところでございます。

そのうち、当初から入っておりましたふるさとチョイスのポータルサイトにつきましては、返礼品の契約につきましては、七飯町が行って、ふるさとチョイスのポータルサイトを利用した方の情報をいただいて、七飯町が発送等の手配をしているものでございます。そして、七飯町におけるふるさと納税の返礼品の契約の内容は、主として返礼品の金額と各地方、首都圏等そこに送る送料も込みで契約をしております。

そこで、私ども歳出の計算に当たりましては、ふるさと納税返礼品につきまして3,000万円の歳入を見込み、3割の返礼品の金額、それにプラス10%を送料として考えてございます。こちらのふるさと納税分の消耗品費につきましては、3,000万円掛ける40%として1,200万円と考えているところでございます。

なお、その他の部分につきましては、地域おこし協力隊員の活動用の消耗品費として、別に105万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○中川委員長 副委員長。

○横田副委員長 消耗品というのは需用費に入っていますと言っていて、そのチョイスのものは4割程度になりますという話ですけれども、この需用費でも役務費の通信運搬費も委託料のふるさと納税業務委託料203万8,000円をふるさと納税のためのあれだよというふうになっているのだったら、きちんとそこを分けて書いていただかなければ、一緒くたになっているから、そういうふうに見えるよということになるので、そこのと

ころ。

ですから、ふるさと納税の企業版のそれというのは、どこに入っているのですか。寄附金の部分というのは。

もう1点は3,000万円に対する40%とするならば、1,200万円ですよね。でも、これは消耗品を見れば1,305万円。この中に違うものも入っているというのであれば、そこをきちんとわかるようにしてくれなかったら、見ていても理解できないですねということなので、そここのところの説明をお願いします。

○中川委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御指摘のとおり、大変私の提出いたしました資料に不備がございまして、御迷惑をおかけしたところをおわび申し上げます。

企業版のふるさと納税分につきましては、先ほど説明が漏れてございましたが、歳入、それから歳出については、予算を持ってございません。

そして、御指摘のありました需用費につきましては、先ほど御説明したとおりの内訳でございまして、さらに役務費、委託料につきましても若干ちょっと御説明が足りないと思いますので、御説明をさせていただきます。

実は、対前年度の比較のため、このような形になってございます。というのは、対前年度の予算のときに、当初一番最初に加盟していたポータルサイト「ふるさとチョイス」につきましては、先ほど御説明したとおり、消耗品費の中に送料も込みで契約をしております。

そして、平成30年10月から開設いたしました「さとふる」は、「ふるさとチョイス」とまた違いまして、「さとふる」が事業者と商品の契約をいたします。そして、「さとふる」のほうで一括で送付を行います。その点から、「さとふる」から来る請求の内容といたしましては、返礼品の金額のほかに送料が請求されてございます。それに対応するのが基本的にこちらの通信運搬費にあります予算ということでございます。

そして、平成31年度の予算につきましては、「ふるさとチョイス」のほうの利用を25%、それから「さとふる」のほうの利用を75%という

ように予算を組んでおりました。

ところが、今年度決算見込みにおきまして、それぞれが50%程度というように見込まれることが判明したため、今年度の予算につきましては、それぞれの割合を決算見込みに応じて、このように予算を要求させていただいたところでございます。そのため、当初高く見ていた「さとふる」の取り扱い分に係る送料、それから「さとふる」に係るふるさと納税業務委託料のほうが対前年度に比べますと非常に下がってきたと。

そのかわり、当初は下がると見込んでいたのですけれども、決算見込みにより「ふるさとチョイス」の取扱高が25%から約50%あるということが判明したため、需用費のほうが高くなっている。

さらに、需用費につきましては、消費税の増税分も多少入ってございますので、このような形で予算計上させていただいたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○中川委員長 副委員長。

○横田副委員長 済みません、今の言ったことをきちんと資料として、紙でひとつお願いできないかと。後でいいので、お願いしたいと思いますけれども。

○中川委員長 皆さんにお諮りいたします。

ただいま、横田副委員長のほうから資料要求がありましたけれども、いかがなさいますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 そうしたら、後ほど資料を提出していただくということで、よろしく申し上げます。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 質疑を終わります。

続いて、土地造成事業特別会計の質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 資料を提出していただいております。峠下2号線の関係で……。

○中川委員長 今は、土地造成事業の特別会計で

す。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、土地造成事業特別会計の質疑を終わります。

以上で、商工観光課に対する審査を終了いたします。

次に、都市住宅課の質疑を行います。ありませんか。

若山委員。

○若山委員 ナンバー6の集約都市形成支援事業のところなのですが、先ほどの説明でいくと、これは法律上必ずつくらなければいけない計画という認識でいいのかどうかということ。

この計画の七飯町立地適正化計画のイメージというか、どのようなものを求められているのか。あるいはほかのところでもう既につくっていて、見本みたいなものがあるよということ。この委託するとかというのは、どこかにつくってもらおうというようなことになるのかどうか、そのところをもう少し詳しく教えていただければ。あるいはこういうホームページを見ればわかるよとかというのであれば、そこを教えていただければと思うのですが。

○中川委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それでは、立地適正化計画は法律上必ずつくらなければだめなものなのかということですが、これは市町村の任意でございます。

立地適正化計画というと、なかなか聞きなれない言葉で、簡単に言うと、新しいまちづくり計画と思ってもらって結構でございます。

その上位計画には、今策定中である都市計画マスタープランがございます。これは都市計画法上、必ずつくらなければだめな計画でございます。それに即した形で、より具体的に細かい施策を示していきましょうという計画になっておまして、全国的にどのくらいやっているのかといいますと、昨年12月末現在でございますけれども、全国の市町村で499市町村が取り組んでおられます。北海道でいうと、25市町村が取り組んでいるという状況の中で、国としては、これか

らの人口減少を見据えた中で、都市の空洞化だとか、当町でも実際に空き家空き地が増えてきているだとか、そういうスポンジ化の現象も見られております。そういった中で、町の中心部に集約していこうというのが大きな考え方の一つでございます。

定める内容としまして、都市の中心部に都市機能誘導施設、これは、例えば買い物施設だとか病院だとか公共施設だとか、そういうものを誘導していきたい区域だよというもの、その周りに居住誘導区域というのを設ける、これが大きな計画の誘導区域を定めるということが計画の中でうたわれるということで、先ほども申したのですが、定める範囲というのは、都市再生整備法の中で決まっている町内の都市計画区域内ということで、わかりやすくいうと町内の市街化区域、要は、本町、大中山地区で、準都市地区の峠下だとかの準都市計画区域については、大沼地区もそうなのですが、今回の対象外になります。ですので、本町、大中山地区について、そういう計画を具体的につくっていききたいというふうな大まかな計画になっていきます。

かといって、国のほうはコンパクトシティと言って、都市を狭めていくのかということ、それぞれの地域の特性もありますし、七飯町の中でも本町地区は人口がぐっと10年前に比べると、調べているのですが、約500人くらい減っているのですね。逆に大中山地区については、人口が若干増えているということを考えれば、本町地区はちょっとコンパクトにしていこうか、大中山地区はそのまま現状維持。国のほうでは市街化を拡大するということは、今の時点でなかなか認められないという現状もありますので、そういう中で誘導区域を絞っていききたいというふうに考えてございます。

これをやることによって、一番のメリットというのは、公共施設の集約というこの辺に関して、国の手厚い支援が受けられるということもございます。具体的に言うと、老朽化している本町地区の公共施設、例えば地域センターだとかスポーツセンターも国の補助金の支援を受けながら建て替えていけると。あと、公園関係もですね。そう

いった部分をまとめて、今後どういうふうにしていきたいかというのを具体的に考えていきたい。そういう計画をつくっていく中で、再来年度に向けて、実施に向かって事業計画を立てていきたい。

その事業計画を立てるに当たって、この立地適正化計画の策定をしなければ、策定して公表しなければ、国ではそういう事業計画を立てられませんということになっていますので、ぜひそういう部分で、立地適正化計画の策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 若山委員のほうから、どこか先行事例というような御質問もあったかなとは思っておりますので、今、課長から答弁した、北海道では25市町が取り組んでいるよということを先ほど答弁したと思っておりますので、その中で、特に渡島管内ということで、函館市、福島町、八雲町が既に計画は立ててございます。

当町もそうですが、長万部町も随時これから動きがあるのかなということで名前が出ていますが、具体的な計画があるのは、私どもが調べて、渡島管内ではこの1市2町が出ておりますので、もしホームページで見られるのであれば、参考にいただければ幸いかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 ありがとうございます。

言葉から、集約何とかという、地方のほうを切り捨てるようなイメージのニュアンスが強いものですから、このような計画を立てるときに、住民の意見とか、その辺が十分反映するのかどうか。補助金として半分ぐらいもらっているの、こういう計画をつくって、今後のいろいろなものを直していくとか、そういうのは有利に働くのでしようけれども、つくってしまった計画を守らなければいけないとか、そういう厳しい制約のようなものもあるかもしれないので、その辺のところは、住民の意見が反映するようなやり方をしたいなと思うのですけれども、その点について一言だけ答えていただければと思います。

○中川委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それでは、住民に対しての説明というか、その辺に対してお答えしてまいりたいというふうに思います。

まず、この計画を立てる段階で、今の現状のスケジュール予定ですが、5月に本町地区、大中山地区で住民説明会を開催したいなというふうに考えてございます。夏ぐらいにはなりますけれども、居住誘導区域、都市施設誘導区域、そういうものを定めた際には、また再度住民説明会を開催して、意見を聞きながら進めてまいりたいと。

また、庁内に関係課長、17課長ですか、庁内の策定委員会という検討委員会というものをもう既に立ち上げていますので、その中で議論するとともに、七飯町の都市計画審議会のほうでも御意見をいただきながら、よりよい計画を立ててまいりたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了いたします。

4時25分まで休憩いたします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時25分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次に、土木課の質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 ナンバー11です。先ほど、関連資料を出していただきまして、非常にわかりやすく、理解したところありますけれども、関連して幾つか質問させていただきます。

まず、峠下2号線というのは、従来、電源開発に向かって開設された道路ということなのですけれども、従来の道路幅は何メートルで、今回8メートル幅の道路に変更ということでの工事になるわけですが、その辺がどうだったのかというのと。

それから、2点目に、物件補償が5件ほど発生

しておりますけれども、どんな内容なのか。基本的に、道路拡幅工事に伴う物件補償ということだと思うのですが、5件ほどの内容についてちょっとお伺いしたいなど。

それから、3点目なのですけれども、電源開発までの距離は相当ありますけれども、今回は総延長360メートルということで、開設される温泉施設の入り口までということで、道路工事の拡幅の計画になっております。

それで、この事業は合計すると1億9,600万円になるということなのですが、財源としてどのような措置がされるのか。それについて、とりあえず質問させていただきます。

よろしくをお願いします。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 それでは、お答えします。

現在の道路の幅は6メートルから7メートル程度、場所によって狭い細いありますので、現況としては6メートルから7メートルとなります。今度できる道路は、路肩をきっちりとりまして8メートルの道路を計画しております。

補償の内容といたしましては、こちら設計を入れないと明確なことは決まりませんので、今段階では予定線ということで補償のほうを算定しておりますが、住宅が2軒とプレハブが3棟程度、プレハブの中に小さな物置みたいなものも入っております。

360メートルの計画で電源開発までではないということなのですけれども、町道といたしましては、ラッキーピエロを入りまして、現在の360メートルの計画地点から発電所のほうまでの町道の峠下2号線ということになっております。今回の終点部の360メートル付近から上については町道となっておりますので、社会資本整備交付金のほうでは整備はできないということで、現段階では360メートルまでの計画としております。

財源内訳でございますけれども、1億9,600万円のうち、60%が社会資本整備総合交付金事業の補助金ということになります。残りの40%のうち9割が起債、9割のうちの7割が交付税措置があるということになっております。

以上でございます。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 今回、この温泉施設に対するサービスの事業というふうには考えられるのですけれども、とりあえず360メートルですけれども、基本的に町道峠下2号線というのは、どこまででしたか、電源開発までと言いましたか、これは将来的に開発して拡幅を延長する考えがあるのか。

もう一つ、先ほど資料提出の中で説明がありましたけれども、この道路の周辺といいますか、今後そういった関連する土地の開発利用に有望な土地であるような表現もありましたけれども、その辺についての見通しと、町の考えといいますか、これはどのような状況で考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○中川委員長 答弁いただく前に、この追加資料の内容と上野委員の質疑の内容がもっとわかりやすい資料というのがあると思うのですけれども、温浴施設絡みでこういうふうにするよという資料をいただいているのですけれども、図面的な資料もあると思うのですけれども、そういうものは、資料要求として出す資料というのがありますか。

(発言する者あり) ありますか。まず、あるかないか。(発言する者あり) あります。

皆さんにお諮りしたいのですけれども、この一連の、いわゆる道の駅エリアのわかりやすい図面があるということなのですけれども、資料要求してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 そうしたら、資料をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 4時30分 休憩

午後 4時33分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、経済部長。

○青山経済部長 申しわけございません。配付した図面の説明をさせていただきます。

これは、開発業者のほうから土地利用計画図(案)ということで、町のほうに示されたもので

ございます。

ただいま峠下2号線についてでございますが、図面の右側下になります、ちょっと途中で切れておりますが、これを下がっていきますとラッキーピエロの入り口のほうの、いわゆる国道5号のほうにつながる路線になります。

計画では、360メートルですので、この先の分岐点あたりまで一応計画としては今回しております。あくまでこれは土地利用計画図(案)でございますので、大体このような計画をしておりますが、時に向こうのほうの事情によって変更がある可能性もゼロではございませんけれども、大枠この部分ということで、土地利用の計画(案)ということで示されたものでございます。

以上でございます。

○中川委員長 上野委員。

○上野委員 今、資料が出されましたけれども、これは全員協議会のときに出示された資料と同じではありますけれども、基本的に……。

○中川委員長 上野委員、全員協議会の資料は違いますので。

○上野委員 今回の温泉施設までの距離ということですが、この図面でいきますと、七飯町の道の駅にも通じるというような形で考えられているようですが、道の駅に通じる道に関しては、事業者がやる事業になっているのかどうかというのをもう一つお伺いしたいと思います。

それから、この図面でいきますと、峠下2号線が温泉施設の入り口までということで、その上のほうは左右に分かれる道になっていまして、基本的に2号線は左側に通っていくのかなというふうに思うのですが、先ほども言いましたように、この道路の右側といいますか、まだ開発されていない土地がたくさんあるわけですが、将来的にその開発は見通しがある土地なのかどうか、町はどう考えておられるのか、関連でちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 お答えいたします。

先ほどの要求資料ナンバー13の河川費の中で、道の駅との連絡用通路という事業がございまして、こちらが15工事請負費の中の新道川環境

整備工事の3,000万円という項目ですけれども、こちらのほうが道の駅、男爵ラウンジ、昆布館の南側エリアと、今回計画されております温泉施設の北側エリアを結ぶ連絡用通路ということになります。

こちらは、町道整備ということではなく、河川の連絡用通路ということで、北と南のエリアをつなぎ、一体とした道の駅エリアを形成したいという願いでございます。

その先の計画についてですが、現在360メートル付近で終点ということにしております。こちらに関しましては、将来的には土地利用等、町のほうで、道の駅エリア内で温泉施設のほかにもっともっと違う施設を建設したいですとかということがあった時点で、今後考えていきたいと思っておりますけれども、道路改良をやるとなると多額の費用を要しますことから、今現在では360メートルまでということで最大の経済効果を発揮していきたいと考えてございます。

以上です。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 上野委員の後半の質問でございますが、その周辺の開発の見通しということの御意見でございますが、先ほど来、土木課長が峠下町道峠下2号線の関係で述べておりますが、この施設ができることによって5号線からラッキーピエロ、また冬期間はパークゴルフ場、そして電源開発というような施設がございまして、先ほども資料の説明もありましたけれども、物損事故も起きているということから、やはり交通量が施設ができることによって多くなるということを勘案して、まずはここまでという形で考えております。

将来的なことになるとなると、具体的なものは今のところ全くありません。

ただ、説明にもありましており、利便性が上がってくる、またそういう施設が集約する、こういう施設が集約することによってまた活性化にもつながる、そういうことによってまた人が呼べる、そしてまた企業も呼べるというような形で、町としては、将来的にここを整備することによっていい方向に向かっていってほしいということも

考えてございます。

ただ、今、具体にはどういうものがあるかというのはまだまだ見えていないですけれども、そういうふうな将来的な展望が全くないというわけではなくて、あくまで人の流れによってだんだんその部分が変わってくるということになれば、だんだんそういうものが、また皆さんがこういうものもどうでしょうかということに相談があるかもわかりませんので、そういうものについては、また受けていきたいなと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○中川委員長 ほかに。

平松委員。

○平松委員 今回の道路の終点といいますか、国道側から上がってきて、300何十メートルが大体分岐点の当たりというお話でしたけれども、温浴施設側のほうの用地をまた買い取るという可能性はあるのでしょうか。この図面では、もう既にここの用地としては、温浴側の施設は確定しているみたいですが、こちらを買い取らずに、函館側のほうに8メートルをとるといった感じなのか、それとも、設計によっては温浴施設側の用地を買収してという可能性も含んでいるのかということが1点と。

河川の改修、連絡通路の、多分ボックスカルバートみたいなものなのかなと思うのですが、これは、七飯町がこれから設計し施工をするという前提でやられるための予算なのですかね。改修整備に関する事務と書いていますものね。事務ということは、工事するための準備という意味なのでしょうか。ちょっとその説明をお願いします。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 まず、道路のほうからお答えいたしますけれども、温浴施設として購入して、事業者が用意した土地の中を再度買収するということは、今のところは考えてございません。

反対側のほうに残地のほうもございまして、反対側のほうにも拡幅、あと、この先カーブも入ってきますので、この付近については、相手の事業計画地から外した状態で道路のほうは計画しております。

河川についてですが、こちらについては地域づくり総合交付金事業の補助金のほうを補充していきたいと考えておまして、こちらのほうは設計はなしで直営、役場の技術者が設計をして、そのまま工事発注をします。普通の単独事業と同じような扱いでの設計となります。

以上です。

○中川委員長 平松委員。

○平松委員 まだ先の話になるのでしょうかけれども、川のほうですけれども、事業費が3,000万円くらいで済みそうだという話なのですか。これから地質調査やったり、そういうための準備のお金が3,000万円という意味なのですか。もう一回。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 地質調査に関しましては、現況の道の駅の地質データを利用して、入れかえによる直接基礎でいけるという判断を踏んでおります。設計ですとか地質調査ですとかというのは行わず、そのデータをもとに工事発注のみを行うという予定でおります。

委員おっしゃったとおり、ボックスカルバートで計画しておまして、こちら橋梁形式にするとうん億円という形になりますので、道路の上の峠下の発電所に上がる場所にも同じような断面のボックスカルバートを設置しておりますが、そのときのデータ等も考慮しながら、そのデータをもとに基礎形状についてもPHC杭ですとか、そういうものではなく、木杭による群杭でやりたいなど。掘削した段階で地質を見ながら、パイルネット工法ですとか、いろいろなものを設計変更で考えながらいきたいのですが、今のところ群杭で持つだろうという計算をしております。

2カ所、連絡用通路を設けますけれども、男爵ラウンジと調整池の間、こちらが10メートル程度のボックスカルバートを設置して、幅ですね。上につきましては、現在の道の駅の真ん中ら辺、もしくはちょっと男爵ラウンジよりのほうに2メートル程度の人道用の連絡用通路を形成したいということで、今のところ計画しております。

以上です。

○中川委員長 あらかじめ申し上げます。本日の

会議時間は審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

青山委員。

○青山委員 追加資料で出ている中で、峠下2号線の幅員車道8メートル、それと歩道が2.5メートルとあるのですけれども、2枚目の写真等見ると、両側に家があって、言いたいのは、歩道が片歩道なのか、両歩道なのかということを確認したいのですけれども。この1点だけ。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 現在のところ、2.5メートルの歩道の片側の歩道にしたいと。今、パークゴルフですとか、B型の倉庫ですとか、畑ですとかありますので、両歩道にして歩道幅で両側5メートルとると、補償物件も相当の量が増えていくと。歩行者の人数を考えても、片歩道で十分対応できるという考えで、今のところ設計してございますので、車道部8メートル、歩道が2.5メートルの片側で計画しております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 同じところであれなのですからけれども、峠下2号線のあれで、追加で出てきた資料の中で、温浴施設（仮称）の入り口が予定されているということになっていて、土木課に聞く質問ではないかもしれないのですけれども、温浴施設の計画自体の進行状況というか、どのようになっているのかと。資金計画とか、その辺のところは十分把握していて、全く問題ない計画だと、しっかりしたものだという前提でこの道路を先行してつくるということではよろしいのでしょうかね。その辺の温浴施設の計画自体が十分説明されていないのですけれども、それに対して七飯町がどのぐらいかわるのか、そこのところも、もしわかれば、土木課と関係なければあれですけれども、わかる範囲で教えていただければなと思うのですけれども。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、若山委員の質問にお答えいたします。

町道関係ということでは土木課長ですけれど

も、中身ということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この土地利用図からいくと、なかなか全体が見えづらいということでございますので、今現在、申請者のほうから伺っている情報をうちのほうでも押さえておりますので、それについてお知らせしたいと思います。

温浴施設ということで、使用用途は公衆浴場で、露天風呂をつけていきたいと。一部ホテルとして25室程度一緒に併設をしていきたいと。建物については、延床面積、一部2階建てになりますが、2,200平方メートルを予定していると。この2,200平方メートルの中に、1階についてはレストラン、物販、カフェリラックスラウンジ、浴室、これは男女です。それからフロント、事務所、ボイラー室、1階にお客様が泊まれる部屋を4室程度用意したいと。2階については、残りの21室、客室としてつくってきたいという考えでございます。

駐車場につきましては、図面にもございますが2カ所、大型バスも含みますが、約150台を予定していきたいというような計画になってございます。

土地利用の薄グリーン色というのでしょうか、黄色っぽい色、ここを将来的には観光果樹園、農園等の作付をしていきたいということと、交流イベントの広場、そして、道の駅エリアに近いほうには既存の民家等もございまして、それらの使えるものは使用して、食の工房、手打ちそば、乳製品、土産品販売などを設置したいというような計画でございます。

事業の行程でございますが、昨年11月から基本計画、実施計画ということで進んでございます。これから、農地転用、開発行為、そちらのほうでボーリング等もやりますので、省エネ導入という形でそれぞれいろいろな関係部署に申請をしていって、許可をもらうというような流れになってございます。

工期としては、令和2年6月から翌年の3月まで本体、外構の工事をしていきたいということで考えてございます。令和2年8月から11月には温泉等のボーリングを予定していきたいと。最終

的には、今のところでございますが、令和3年4月を施設開業に向けて準備をしていきたいというようなことで伺ってございます。

予定の利用客はどのようなのでしょうかということで伺ったところ、温泉利用につきましては、年間約15万人程度、宿泊については年間約1万人程度予定してございますというような内容で、今進んでございます。

ですから、現在は、各申請をして許可をもらうというような段階でございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○中川委員長 若山委員。

○若山委員 御親切にありがとうございます。

この事業主がしっかりしているというか、資金繰りというか、幾らかかるかわかりませんが、それを自己資金でやるのか、借入れでやるのかとか、その辺のところをしっかりと見て大丈夫だと。例えば今回のコロナのような問題が起きて、事業に対して影響がないのかどうかと、そういうようなものも含めて、今のところ誰も判断できないのでしょうか、大丈夫なのかどうかというところで、道路だけ立派なものをつくってしまって、それができないとなるとちょっと困るので、その辺のところはどうなのでしょう。大丈夫だということでもいいのでしょうか。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 各申請の段階で、いろいろな申請がございまして、そこの中で資金繰りのチェックも入ります。ですから、そういうところで私たちも経営する側のほうの資金繰りの状況については大丈夫かということも確認をしておりますので、今現在では、大丈夫だというような認識を持ってございます。

ただ、これは将来的にどのようなということもございまして、そこについては保証人ということもございまして、町としても、いわゆる地域活性化の施設だということも捉えまして、いろいろ町として応援できるところは応援していきたいというように考えてございます。

それで、先ほど町道峠下2号線、これは当然そちらがメインの通路ということから、町としてもやはり安全上、交通量が多くなるということか

ら、そこも手をかけていくということは、やはりそこは応援になるだろうかなという部分もございまして、あと、財政的なものとしましては、峠下地区は下水道計画前でございますので、もし施設のほうで合併処理浄化槽を設置するとなれば、これは条例に基づいて、町としてはやはり補助金の申請があれば、審査をして申請をしていくということになるかなとは思ってございます。

また、地域活性化施設、当然、経済波及効果が期待されるという施設であれば、これも男爵ラウンジと同様に、七飯町地域総合整備資金貸付、いわゆる通称ふるさと融資、それらも事業主のほうからもし相談があれば、その許可の範囲内で、町としても検討して行って、協力をしていきたいなということは考えてございます。

以上でございます。

○中川委員長 ほかに。

中島委員。

○中島委員 1点だけ、教えてください。

道路の幅員なのですけれども、道路用地、幅が8メートル、歩道が2.5メートルということで、相当広い道路になるわけですが、あそこを通ってくると、やはり室内パークゴルフ場、あそこがかかわってくると思いますし、向かいには民家も何軒かあるわけですね。あそこのパークゴルフ場の土地は、たしか八雲の方の土地だと思うのですが、そういうところとの話し合いはもうできているのか。どのぐらいの土地を交渉する予定なのか。

というのは、あそこはパークゴルフ場は、駐車場になっていますよね、あの辺は。あの駐車場がなくなるということは、やはりパークゴルフ場も相当痛手になってくると思うのだけれども、冬の間、相当混んでいるパークゴルフ場ですからね。そういうところで、パークゴルフ場の地主との話し合いというか、そういうものもある程度でき上がっているのかどうか。

また、向かい側の土地に住んでいる民家の方とも、話し合いは済んでいるのかどうか。その辺ちょっと教えてください。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 話し合いについては、特にまだしておりません。令和2年度で設計に入り、それから図面ができ、それから用地交渉等々しながら最終的な方線を決めていきたいと。その方線が決まった時点で、そこから設計のほうも再度直しして、そこから発注、完成ということになりますので、今段階で、先に用地を当たって、どうだろうこうだろうというのはちょっと議会軽視かな、まだ議決もいただいていない状態でそれを行うのはちょっとどうかと思いますので、議決をいただいた後に用地交渉をして、測量ですとか、調査ですとか入りながら、全体的に決定して、説明会等を開きながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 中島委員。

○中島委員 用地買収はまだという話ですが、やはり道路というのは一番大事なことです。原点のことですから、道路ができない限りは奥のほうもできないわけですが、まだやっていますというのでは、心配なことはあると思うのですが、道路の用地の確保については、やはり先に進めていかないとだめではないかと思うのですよ。もしやるのであればですよ。計画が進んでいて、土地は売れませんということになったら、またゼロに戻る可能性もあるわけですから、その点はそういうことのないように、今からそういう情報提供しながら、話し合いを進めていくべきではないかと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○中川委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 主要な箇所につきましては、道路拡幅工事がありますよということではなく、温浴施設という計画もあって、現在パークゴルフ場ですとか、ラッキーピエロですとか、交通量が増えているのでという話は、下準備としては軽くはさせていただいております。全体的には、拡幅工事がありますよというのは、これから4月以降の話になりますので、予算確定後、速やかに対応していきたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 私のほうから、先ほどもいろいろ御説明あったのですけれども、まず提出いただいた図面で、道の駅側のほうの散策路だとかいろいろなものも書いているのですけれども、これも温浴施設オープンと同時にやっていくのかということと。

あと、この駐車場、道の駅を通過して温浴施設に行けるように、川が通れるようになるということだと思っておりますけれども、これは、道の駅はシーズンになると結構混雑されていますので、そのときに道の駅の駐車場が足りなくなったときに、温浴施設の駐車場も道の駅の利用者が使用してもいいのかどうかということと。

あと、この温浴施設は現地法人になるのかどうかというのを教えていただきたいと思っております。

土木課長。

○佐々木土木課長 まず、新道川の工事について回答したいと思います。

新道川に渡るところは、町道認定をして、町道として維持管理をしていくということではなく、あくまで河川のお金で連絡用通路という形で整備したいと考えております。

それはなぜかといいますと、道の駅の駐車場自体も皆さん御存じのとおり、借地で駐車場を形成してございます。借地の状態で私権を制限した状態で町道認定というのはできない状態ですので、そちらに関しましては、あくまで南側エリア、北側エリアの道の駅エリアとしての相乗効果を上げたい、経済効果を上げたいということで、連絡用通路を建設したいと思っております。

駐車場について、道の駅が混んだときはお互いに利用できるのだろうかということについては、こちらのほうは、補助事業の申請の段階でも道の駅が、土木課の管轄ではないのでわかりませんが、90万人前後の年間予定ですけれども、90万人前後の年間予定ですけれども、それに合わせた駐車場台数ということで決定しておりますけれども、既に年間100万人を超え、200万人に達しているということで、駐車場が足りないというときには、温浴施設と協定等結んで、温浴施設の駐車場も利用したい、そのために道路を新設していきたいというこ

とも補助時の申請の中では入れさせていただいております。お互いに駐車場を利用する、あと道の駅をコアとしたイベントですとか、そういうものも考えられると思いますので、その際にはお互いの駐車場を利用することで、相乗効果が得られるものと思っておりますので、連絡用通路というものは道の駅エリアに対しては非常に有効なものと考えております。

以上です。

○中川委員長 経済部長。

○青山経済部長 現地法人の関係でございますけれども、こちらに事務所も構えますので、そのようにうちのほうとしては考えております。

○中川委員長 わかりました。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 それでは、土木課に対する質疑を終わります。

続いて、水道課の一般会計部分と水道事業会計について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 水道事業会計についての質疑を終わります。

次に、水道課の下水道事業会計についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 下水道事業会計についての質疑を終わります。

以上で、水道課に対する審査を終了いたします。

経済部長、農林水産課長、商工観光課長、都市住宅課長、土木課長、水道課長、水道課参事、御苦労さまでした。

○中川委員長 暫時休憩いたします。

午後 5時01分 休憩

午後 5時02分 再開

○中川委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

本日の予定していた審査は、全て終了いたしました。

本日はこれをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了いたします。御苦労さまでした。

午後 5時02分 散会

